

官報

号外

平成十四年三月二十七日

○第百五十四回 参議院會議録第十二号

平成十四年三月二十七日(水曜日)

午後二時四十一分開議

○議事日程 第十二号

平成十四年三月二十七日

午後二時三十分開議

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、平成十四年度一般会計予算
 - 一、平成十四年度特別会計予算
 - 一、平成十四年度政府関係機関予算
- 以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
平成十四年度一般会計予算
平成十四年度特別会計予算
平成十四年度政府関係機関予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議、

平成十四年三月二十七日 参議院會議録第十二号 議事日程追加の件 平成十四年度一般会計予算外二件

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長眞鍋賢二君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔眞鍋賢二君登壇、拍手〕

○眞鍋賢二君 ただいま議題となりました平成十四年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十四年度予算の内容につきましては、既に塩川財務大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成十四年度予算三案は、去る一月二十五日、国会に提出され、二月二十八日、塩川財務大臣より趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待つて、三月七日より審査に入りました。

以来、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、三月十二日には外務省問題に関する集中審議、十八日には財政・経済・雇用に関する集中審議、二十六日には参考人質疑を行うとともに食品安全及び医療問題に関する集中審議を、また、

三月十九日には公聴会を、さらに二十日及び二十二日には委嘱審査を行うなど熱心な審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、経済・財政問題について申し上げます。

「政府のデフレ経済に対する認識の遅れが、政策対応の遅れを招き、現在の厳しい経済状況をもたらせてはいないか。日本経済の空洞化についてどのように認識しているか。現下の厳しい経済状況で、来年度の政府経済見通し及び税収見積りの達成は可能か。平成十五年以降の財政運営でも国債発行枠三十兆円にこだわること。日銀は年率一〇程度のインフレ目標を設定するなど、インフレターゲットを設定すべきではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行総裁より、「世界経済がマイナス三〇となり、我が国経済もその影響を受けた。デフレが経済にとってマイナスであるとの議論に対して幅広い支持が出てくるのを待つてデフレ対策を行ってきたが、景気の即効薬はなく、サッチャー改革やレーガン改革でも結果が出てくるまでには五年も六年も掛かっている。内外の賃金格差により日本企業の中国への移転が顕著となつていくことは事実であり、空洞化対策として、高コスト構造の是正、製品の高付加価値化・イノベーション等が重要だと考えている。政府経済見通しについては、直近の経済指標は厳しいが、第二次補正予算や来年度予算の政策効果、米、国経済の動向等を見極める必要があり、経済見通しを要する段階にはない。また、税収見積りについては、法人の経営環境が少し改善しており、予

算より落ち込むとは考えていない。三十兆円の国債発行枠については、財政規律を念頭に入れた、柔軟に対応したい。日銀としては、消費者物価の上昇率が安定的にゼロ以上になるまで現在の思い切った金融緩和政策を続けていきたいが、現段階ではインフレターゲットを設定しても信認を得られないと考えている旨の答弁がありました。

次に、雇用問題につきまして、「最近の雇用情勢をどのように認識しているか。失業率の地域間格差を是正するため、きめ細かな雇用対策が必要ではないか。ワークシェアリングの在り方について基本的な認識を伺いたい」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「一月の失業率は五・三〇と若干低下したが、非自発的失業者が増加し、新規求人も減少を続けていることから雇用は厳しい状況が続くと考えている。雇用の地域間格差の是正に向けては、経済産業省とタイアップして地域ごとの雇用対策を策定するとともに、きめ細かく相談に応じるカウンセラーを養成しているところである。ワークシェアリングについては、政労使の議論が続けられており、どうしたら、我が国においてこの制度が根付いていくのか各方面の意見を聞いて進めていきたい旨の答弁がありました。

また、医療保険制度改革については、「改革する前に国民負担を増やすのは問題ではないか。医療の高コスト構造の是正等医療制度の抜本的な改革をどのように考えているか。政府は自己負担の適正な水準についてどう認識しているのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「まず、三割負担ありきではな

く、来年四月からと期限を設定することにより、抜本改革が従来以上に加速化できると判断して決定した。医療費の適正化については、診療報酬体系の見直し、薬価差益の縮小等が課題となるが、診療報酬体系について出来高払と包括医療をうまく機能させたり、薬価についてもある程度競争原理を導入することが重要である。また、高齢者医療や医療提供体制の在り方等の問題にも対応していかなければならない。保険制度を存続させる以上、自己負担については三割が限界ではないかと考えている旨の答弁がありました。

次に、食の安全問題について、「BSE問題に関する調査検討委員会の結論がまだ出ていないが、対応が遅過ぎるのではないかと。国民の信頼を裏切る形で食品の虚偽表示が横行しているが、農林水産省の責任は重大ではないか。食品の安全行政が縦割りとなっているのは問題ではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「BSE問題に関する調査検討委員会の作業が検討項目の追加により遅れぎみであり、報告書は四月二日を予定している。それを踏まえ、できるだけ早期に関連法案を国会に提出したい。食品の表示制度の在り方については、各省とも連携しつつ、JAS法の改正も視野に入れ、監視体制の強化、罰則の強化等を検討し、生産者サイドから消費者サイドに軸足を置いた農林水産行政の推進に真剣に取り組んでいきたい。縦割り行政の弊害については、国民の食に対する信頼を取り戻すため、機構の再編を含めて検討している旨の答弁がありました。

最後に、外務省問題に関連して、「今後の外務省改革をどのように進めるつもりか。支援委員会

が一度も開かれない中で北方四島支援事業が行われ、支援委員会の在り方自体に大きな問題はないか。三月四日に公表された外務省の調査結果は十分であり、再調査が必要ではないか。政と官の役割についてどのように考えているのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「外務省としては、十の改革をまとめるとともに、外務省を変革する会において議論していきたい。また、この会の結果を待つことなく、省内の局長、審議官、課長、在外の大使等、十のポストをめぐり夏までに外部の人材を登用するほか、同じポストに三年以上いる職員はできるだけ早く交代させるなど外務省としてできるものは先に行っていく。支援委員会については正常に機能していたとは思えないので指摘された問題についてはよく調査したい。外務省の調査は国会で指摘を受けた事項について取りまとめたものであるが、新しい事実が指摘されれば調査したい。政と官との在り方については、与野党を通じて国会議員が役所に何を言っても結構であり、役所もいろいろな意見を聞くことは必要であるが、その意見が適切であるかどうか、よく点検する必要がある旨の答弁がありました。

なお、政治家の政治倫理等に関連して、外務省と特定の国会議員とのかわりめくり様な質疑が行われたほか、今般の国会議員の政策秘書給与不正受給疑惑について質疑がありました。このほか、質疑は広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して高

嶋理事が反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して魚住理事が賛成、日本共産党を代表して宮本委員が反対、国会改革連絡会の平野委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成十四年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 三案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。藤原正司君。

(藤原正司君登壇、拍手)

○藤原正司君 私は、民主党の藤原でございます。

民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました平成十四年度予算三案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

まず、討論に当たり、一言申し上げなければなりません。

十四年度予算審議の過程では、我が国の外交をゆがめ、行政を私物化する鈴木宗男議員による疑惑が次々と明らかになりました。ムネオハウスなど北方四島支援事業への入札介入、ケニアのソンドウ・ミリウ水力発電所などODAにかかわる一連の疑惑は、正に政治家と企業が国民の血税を食い物にする自民党の政治家の癒着が構造的に行われてきたことを端的に示す言語道断の行為であり、国民の怒りと憤りは筆舌に尽くし難いほど高まっております。

しかも、北方領土に関する疑惑、更には秘書のムルアカ氏に対する在留資格付与問題では、外交の基本問題にとどまらず、国家主権そのものを脅

かす重大問題であることを指摘せざるを得ません。

こうした政治家をめぐる疑惑がますます広がりをみせているにもかかわらず、与党は、最大の被害者である国民から目を背け、鈴木宗男議員の離党という全く見当違いの方法で早くも事態の幕引きを図り、臭い物にふたをしようとしております。かかる行為は国民に対する背信にほかなり、我々は断固糾弾するものであります。

さらに、国民を守るべき立場にありながら、逆に国民を不安のどん底に陥れ、食に対する信頼を喪失させたにもかかわらず、いまだに弁明に終始する武部農林水産大臣の言動は断じて許すことができないというところであります。

EU委員会からBSEの危険性を指摘する書簡を受け取りながら、その評価を拒否し、肉骨粉使用禁止のWHO勧告に不十分な対応しかなかった農林水産省の幹部をかばって真相究明にふたをしたばかりか、自らの責任を追及されると感染源ルートの究明がそんな大きな問題かと暴言を吐くなど、その無責任さには啞然とするばかりであり、これが一国の国民の命を預かる大臣の言葉とは到底思えません。

武部大臣がその職にある以上、消費者の食に対する信頼を回復することなど不可能と言わざるを得ないのであります。もはや武部氏に農林水産大臣としての資質も、能力も、そして資格もないことは明々白々であります。農林水産行政への信頼回復とBSE問題解決に向けて最低限必要な措置として、武部大臣の辞任を強く求めるものであります。

さて、改革断行内閣を掲げた小泉内閣の発足以

来、一年近くが経過いたしました。しかるに、改革実現に対する国民の期待は完全に裏切られたと言わざるを得ません。

特殊法人の廃止、民営化は、受血機関の乱立と結論の先送りに終始しており、全く期待外れであります。医療制度改革に至っては、肝心の診療報酬体系の見直しなど抜本改革はいずれも先送りされ、また、懸案の地方交付税改革など、全くと言っていいほど手が付けられておりません。

経済面におきましても、実効ある政策は何ら講じておられず、景気は小泉内閣発足以来悪化の一途をたどっております。

特に、昨春秋以降、米国同時多発テロに加え、BSEに対する政府の対応の遅れが事態を一層深刻化させ、消費者心理をますます冷え込ませるとともに、赤字決算を余儀なくされる企業が相次いでおります。

中でも雇用情勢は厳しく、失業率は五％台に高止まりし、三百五十万人近い失業者が発生するなど、戦後最悪の状況にあることは周知のとおりであります。かかる状況を招いた最大の要因は、政府の経済の現状に対する認識の甘さと国民生活を無視した経済無策にあることは火を見るよりも明らかであります。

本予算におきましても、現下の厳しい経済情勢に適切に対応していないばかりか、旧態依然とした内容に終始しており、改革断行予算とはほど遠く、到底認めることはできません。

以下、本予算に反対する主な理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、本予算が隠れ借金を復活させている点についてであります。

本予算では、一般会計承継債務の返済期間の延長、自動車損害賠償保障事業特会への繰入れ見送り、外為特会の剰余金繰入れの前倒しなど、一兆五千億円もの歳出の繰延べや会計間のやりくりが行われております。かかる財務のやりくりは、自らの政治的パフォーマンスにすぎない国債発行三十兆円枠を守るためのびぼう策にすぎず、粉飾予算のそしりは免れません。

反対の第二は、従来型公共事業を温存し、公共事業の改革が全く不十分なことであり、公共事業の事業別シェアは、治山治水が一五％で前年度と変わらないばかりか、道路整備も二六％、港湾、空港、鉄道も七％と全く変わっておりません。一番変動の大きい住宅都市環境さえわずかにポイントの変化にとどまっております。

省庁別シェアに至っては、最大でも〇・五ポイントとコマ以下の微動にすぎず、予算の硬直化は何ら改善されております。

また、小泉総理が公約に掲げた特定財源見直しも、道路予算額を上回り、使い切れなくなった道路財源二千二百億円を一般財源に回したにすぎず、全くの見掛け倒しであり、かかる政府の怠慢は、到底容認できないのであります。

反対の第三の理由は、雇用対策に何ら見るべきものがないということです。

現在、失業者は三百五十万人近くに上り、うち雇用保険の切れた失業者が百万人に達しようとしております。しかも、今後、大規模なリストラ計画の実施も予定されており、国民の雇用不安は高まるばかりであります。

今、何より求められているのは、雇用に対するセーフティネットの拡充はもとより、公的部門を含めたワークシェアリングに対する支援など、

これまでの雇用形態そのものにまで踏み込んだ抜本的かつ思い切った雇用対策の実施であります。しかるに、政府の対応は遅々として進まず、内容も対症療法的なものばかりで、実効ある措置は何ら講じられておりません。かかる国民無視の政府の対応を厳しく非難するものであります。

反対の第四の理由は、抜本的医療制度改革が先送りされている点であります。

政府は、十四年度に医療制度改革を行うと言っておりますが、その中身は、政管健保の保険料引上げやサラリーマン本人の自己負担の引上げなど、国民の負担増につながるものがほとんどで、診療報酬体系の見直しなど抜本的な医療制度改革はいずれも先送りされております。三方一両損といながら、その実、国民には痛みを押し付けて小泉内閣のやり方は、到底認められるものではありません。

反対の第五の理由は、北方四島支援を含む支援委員会に対する予算が計上されていることであり、

本予算では、外務省本省の国際機関等拠出金のうち支援委員会拠出金として十億五千万円が計上されております。委員会審議の中でも明らかにしたように、ロシア側の代表が不在であることなど、その本来の役割を果たすことは到底できない状況となっております。政府自身も疑問を呈するようにならずな予算執行が行われてきた支援委員会について、現状のままで、国民の血税から拠出金を計上することなど、絶対に認めることはできません。

今や、小泉総理は、新規国債発行三十兆円のメソックスを守るために、政官業の既得権益を聖域化

し、弱者に痛みを押し付けるのみであり、国民の間では小泉内閣の欺瞞と実行力の欠落に怒りが渦巻いております。

喫緊の課題である景気の回復、そして真の構造改革のために一刻も早い政権交代こそが最善の施策であることを申し上げて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(井上裕君) 金田勝年君。

(金田勝年君登壇、拍手)

○金田勝年君 私は、自由民主党・保守党及び公明党を代表しまして、平成十四年度予算三案に対しまして、賛成の立場から討論を行うものであります。

バブル経済の崩壊から十年余が経過し、その間、政治、経済、財政等の諸制度におきまして様々な構造的な制度疲労が顕在化しております。そこで、私どもは、将来の我が国の発展を見据え、中央省庁等の再編の大改革を成し遂げ、特殊法人等の整理合理化計画を決定し、また医療制度改革等にも大胆に取り組んできたところであります。

さらに、本年六月を目途に、我が国のあるべき税制の在り方について基本方針を取りまとめる方向となっております。

さて、現在の我が国経済は、依然厳しい状況が続いておりますが、十三年度補正予算により景気の下支えや米国経済の回復などの動きもあり、景気が底を打つ兆しも見え始めております。また、いわゆる総合デフレ対策の実施等により、株価も安定的な動きを取り戻しつつあり、民間の自助努力も相まって、政府の対策の効果が出てきているものと評価しております。

また、本予算におきましても、改革なくして成長なしとの理念の下、既定経費を思い切って削減する一方、構造改革に資する分野に重点的に配分を行い、限られた財源の有効かつ効果的な活用に努めるとともに、十三年度第一次補正予算と併せ、切れ目のない予算の執行を図ることとしており、極めて厳しい財政状況の中で景気にできるだけの配慮をした内容となっております。

以下、本予算に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、聖域なき構造改革の方針の下、歳出構造の大胆な見直しが行われた点であります。

千人分の整備事業、さらに物価下落に伴う年金支給額の引下げを三年連続で見送ることとするなど、高齢者の将来不安を払拭するために最大限の努力が傾注されております。

そのほか、科学技術分野においても、ライフサイエンスや情報通信、ナノテクノロジーなどについて切った配分を行い、科学技術に懸ける我が国の意気込みを示した予算として大いに賛成の意を表するものであります。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し述べさせていただきます。

最後に、予算委員会での運営におきましては、野党理事の協力もあり、比較的スムーズな審議が行われ、年度内に予算が成立しましたことに与党を代表して感謝を申し上げる次第であります。

しかしながら、一方で、デフレ状態にある深刻な日本経済の下、特に、その経済回復の足を引っ張っている金融機関の不良債権問題、産業空洞化や失業者の増加等厳しい経営環境にある中小企業対策や雇用対策の課題、危機的な状況にある国と地方の財政問題、国民生活に直結した年金や医療制度の諸課題、BSEに係る食品安全対策の課題、北朝鮮の拉致等の外交問題など、たくさん課題が山積しているにもかかわらず、予算委員会での野党の質疑が、特定の議員の周辺問題等にかかわる、いわゆるために議論に終始することが多々ありましたことは誠に残念であり、この点に関しては野党の猛省を促すものであります。

賛成の第二の理由は、中小企業や雇用にも配慮した予算になっていることであります。

中小企業への資金供給の円滑化やベンチャー企業の創業を後押しするための中小企業対策、また、依然厳しい雇用情勢の中、職業訓練延長給付制度や労働移動支援助成金制度の充実など、雇用のミスマッチを解消するための施策がきめ細かく盛り込まれておるのであります。

賛成の第三の理由は、少子高齢化対策を充実していることにあります。

待機児童ゼロ作戦を推進するため、受入れ児童数、これを五万人増やすこととしましたほか、高齢化対策としては、特別養護老人ホームを一万三

ことを強く要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(井上裕君) 宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇、拍手〕

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、来年度予算三案に反対の討論を行います。

討論に先立って、まず、野党が求めている鈴木宗男衆議院議員、加藤紘一自民党元幹事長らの証人喚問が実現に至らないまま予算案が採決されようとしていることに、私は強く抗議するものであります。

いわゆるムネオ疑惑なるものは、北方四島支援をめぐる人札への介入にとどまらず、防衛庁、国土交通省、科学技術庁など、省庁を横断して行政をゆがめ、税金を食い物にしてきたものであります。そればかりか、外交方針をねじ曲げ、領土問題を事実上の二島返還で終わらせるといふ、正に国益を損ね、日本の主権をも食い物にした疑惑まで明らかになりました。これらの行為は、決して鈴木議員一人ではあるものではないことは明白で、外務省は、言わば共犯者であったと言わざるを得ません。

さらに、鈴木議員は、自民党、公明党の国会議員に多額の政治資金を配ってきましたが、その原資は、正に税金が還流した疑いが持たれるものであります。そればかりか、自民党は、北方四島・ロシア支援を受注した商社八社から莫大な献金を受け取ってきました。正に自民党全体が汚染されていると言っても過言ではないのであります。

また、加藤紘一事務所の前代表が脱税で逮捕された事件は、加藤氏自身の政治資金集めの中心にいた人物にかかわるものであります。これまで、このような人物が集めた資金を頼りに政治活動を

行ってきた加藤氏自身の責任こそが厳しく問われているのであります。

鈴木、加藤両議員に共通するのは、金丸巨額脱税以降も何ら変わることなく、公共事業を食い物にしてきた自民党の金権腐敗政治の姿であります。

鈴木宗男衆議院議員や加藤紘一元自民党幹事長の数々の不正、腐敗が委員会の審議で示されたにもかかわらず、その全容の解明が不十分なまま予算を成立させることは、その執行に重大な禍根を残すものであることを厳しく指摘するものであります。

このような問題が次々と起こってきた背景には、政と官をつなぐ企業・団体の存在があります。企業が政治に金と票を流し、官には天下りポストを提供する、これが接着力となって、政と官の関係がゆがめられてきたのであります。我が党は、既に本院に企業・団体献金禁止法、天下り禁止法を提出しているところですが、この方向こそ国民の求める改革であることを、この際、指摘するものであります。

また、社民党政審会長だった辻元清美衆議院議員による政策秘書の名義借り、政治資金規正法違反も重大です。同議員は議員辞職を願いました。が、事の真相は明らかになっておらず、この真相究明も引き続き進めなければなりません。

次に、予算の内容についてであります。

本予算案に反対する第一の理由は、今日の不況の解決に役立たないばかりか、長引く不況を一層深刻にするものだからであります。

小泉内閣の誕生から一年、日本の経済は再生に向かうどころか、GDPが三期連続のマイナスを記録するなど、一貫して悪化を続けてきました。

過去に例のない五%台の失業率、完全失業者数の十か月連続の増加など、今や小泉大不況という言葉すら生まれているのであります。

そもそも、この予算案の審議の途中でデフレ対策なるものをまとめざるを得なかったこと自体が、この予算がデフレと不況を同時進行させるものであることを自ら認めたものにほかなりません。しかも、その第一の柱として掲げられている不良債権処理の促進は、デフレの解消どころか逆にデフレ加速要因となることは政府自身も認めていたではありませんか。

そればかりか、不良債権処理を口実に、金融庁は、地域経済に大きな貢献をしてきた信金、信組をねらい撃ちして計画的につぶしてきたことが我が党の追及で明らかになりました。破綻処理に際して、つぶされた金融機関の債務者が、時には恣意的に不良債権の烙印を押されるなど、営業を続ける権利を脅かされる事態が急増しています。構造改革の名で地域金融、地域経済を破壊し、景気を一層悪化させる政治は直ちにやめるべきであります。

反対理由の第二は、不況に苦しむ人々に一層のしわ寄せを押し付けるものとなっているからです。

サラリーマンなどの医療機関の窓口負担を三割にし、高齢者の負担と政管健保の保険料を引き上げる医療制度の改悪によって、二〇〇三年度には約一兆円の国民負担増になることが明らかになりました。高齢者マール優の廃止や、米軍の思いやり予算と比べてわずかに四分の三にまで削減された中小企業予算などは弱い者いじめ以外の何物でもありません。

さらに、政府にこそ責任があると総理も明確に

認めたBSE問題でも、生産者や流通業者へのまともな対策はありません。

とりわけ、次世代を担う子供たちを健やかに育て、教育・研究条件を拡充するために必要な予算は、従来にも増して更に貧困な内容となつていま

国立大学の学費は、来年度も更に二万四千円を値上げし、三十年間で何と四十倍もの値上げ、無利子の奨学金も一万六千人も削減しています。また、母子家庭への児童扶養手当は年間にして三百六十億円もばっさり削減。このような、次世代を担う子供たちに冷たい政治を進めるなど、米百俵の精神が聞いてあきれけるではありませんか。

理由の第三は、その必要性が疑われる大型プロジェクトの公共事業、大銀行支援のための七十兆円枠の温存など、浪費にメスを入れないまま財政の破綻を拡大するものだからであります。

川辺川ダムや諫早湾干拓などは、事業の目的そのものが失われているにもかかわらず、国民の批判に挑戦するかのようにな事業が進められています。

例えば、私の地元の関西空港は、既に完成した一期工事分だけで空港としての機能にはまだ十分な余裕があります。かつて国が、この関空の建設に当たって、過大な経済効果予測に基づいた投資を地元へ押し付けたことで、今日、財政破綻に直面する地方自治体が続出しています。その反省もありません。今また過大な需要予測に基づき二期工事を進めていることは、二重、三重に許し難いものと言わなければなりません。

また、アメリカの戦争に一層深く組み込まれている自衛隊の装備の拡充や、ムネオ疑惑の舞台にもなった在日米軍支援など、憲法違反の防衛関係

費を聖域化し、従来どおり巨額のまま温存していることも問題です。

自民党政治の行き詰まりに対して、自民党を変えろと絶叫して誕生した小泉内閣は、この一年、自民党を何一つ変えられないばかりか、正に従来の自民党政権そのものであることが明らかにになりました。それは本予算案の内容にも示されています。

日本共産党は、国民の立場での国政の転換を求めるすべての人々と力を合わせて、小泉政治と正面から対決をし、そして国民生活と営業を守り、有事立法に反対し、憲法が生かされる政治を実現するため全力を挙げることを表明し、反対討論いたします。(拍手)

○議長(井上裕君) 大江康弘君。

(大江康弘君登壇、拍手)

○大江康弘君 私、国会改革連絡会の大江康弘でございます。

ただいま議題となりました平成十四年度予算案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

まず、冒頭に申し上げたいことは、憲法上優先権を持つ衆議院の予算審議についてであります。北方支援事業を始めODAなど、鈴木宗男氏をめぐる疑惑は、予算案そのものにかかわる重大な問題であり、鈴木氏の証人喚問で疑惑を究明した後、予算案を参議院に議決し送付してくるべきでありました。それを自然成立という制度に甘んじ、三月六日議決、同月十一日鈴木喚問という国民として理解できない予算審議を強行したことは誠に遺憾であります。憲法の運用を形骸化させた政府・与党の責任は誠に重大であるということをまず指摘しておきます。

自民党をつぶしても改革すると宣言し、国民の高い支持を得た小泉内閣が発足して間もなく一年が経過しようとしております。しかし、その実態はどうでありましょうか。

我が国の外交をめぐり、北方四島人道支援を始めとする数々の疑惑を取りざたされてやむなく自民党を離党した鈴木宗男衆議院議員や、秘書の巨額脱税の責任を取って離党した加藤紘一元自民党幹事長など、自民党政治の体質は相変わらず金と利権にまみれ、その旧態依然とした姿は、表の改革姿勢とは裏腹に、政官業癒着による利権誘導型政治そのものであります。

小泉総理は、自民党の改革を進めるどころか、これら数々の所属議員の疑惑に対しては、議員個人の問題として、その説明に全く消極的な姿勢に終始しております。このような小泉総理の姿勢こそは、改革への国民の信頼を完全に裏切り、政治に対する信頼を根底から損なうものであり、断じて容認することはできないのであります。

小泉内閣のお題目である構造改革の実態はどうでありましょうか。特殊法人改革、医療制度改革、財政構造改革、改革、改革、どれを見ても本質的な問題はすべて先送りされ、一年近くたっても何ら見るべき成果はないのであります。今あるのは、一度は小泉総理の改革姿勢を信じたものの、痛みを一方的に押し付けられ、惨たんたる経済状況の下で倒産や失業に苦しむ多くの国民の姿だけでありまして。口先だけの構造改革に終始する小泉内閣のパフォーマンスの化けの皮がはがれ、その実態がいよいよ明らかになってまいりました。もはや自民党を中心とする小泉政権の行き詰まり以外の何物でもありません。

このような小泉内閣によって提出された本予算は、隠れ借金により財政状況を粉飾し、政官業癒着による既得利益を守る従来型公共事業を温存させたおおよそ改革とはほど遠いものであり、現下の厳しい経済・雇用状況に対して何ら効果的な対策を講じていない無為無策を露呈した予算であることを申し上げ、以下、反対する主な理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、本予算が改革予算の名に全く値しない改革逆行予算ともいふべき旧来型の内容となっている点であります。

構造改革に値しない予算であることは、相変わらず硬直化した公共事業の省庁別シェアや事業別シェアを見れば一目瞭然であります。しかも、道路整備事業など旧来型公共事業を改革という名の看板の付け替えというこそこそな手法によって温存させるなど、族議員と官僚、業界による既得権益擁護の姿は何ら変わっておらないのであります。改革推進とは名ばかりで、誇大広告も甚だしく、かかる虚飾に満ちた政府の財政運営を厳しく指摘するものであります。

反対の第二の理由は、長引くデフレ不況から日本経済を脱却させるための予算として余りにも無策であるばかりか、ますます不況を深刻化させるデフレ加速予算となっております。

現下の厳しい経済状況や雇用情勢に配慮せず、国債三十兆円枠という見せ掛けだけの財政規律保持に拘泥し、景気を回復させるために必要な需要喚起策が何ら講じられておらず、かかる予算では現在の深刻なデフレをますます加速させることは避けられないのであります。

小泉総理は、質疑の中で度々、本予算を直ちに執行することが一番のデフレ対策であるといふこ

とを答弁をされておられますが、その一方で政府が総合デフレ対策を決定し、今後更に追加措置を打ち出す方針を掲げていること自体が総理自らの発言と相矛盾し、欠陥予算であるということを目から証明していることにはなりません。

予算審議の最中であるにもかかわらず、自民党や与党の有力議員が景気対策のための補正予算の早期編成を声高に主張していることからしても、この予算がデフレを克服し景気を回復させるための予算としては余りにも内容が乏しいものであるということ、余りあるものであります。

反対の第三の理由は、隠れ借金を多用した粉飾予算である点であります。

小泉総理は、国債発行三十兆円枠を守り、財政規律を保持したことを財政改革の成果として強調されておられますけれども、その実態は、国民の目から見ても極めて分かりにくい、一般会計と特別会計の間の操作による当座しのぎの歳入の工面や、本来はすぐに返すべき借金の将来へのツケ回しに終始するなど、数字の上での体裁を取り繕うだけであり、公約はもはや完全に破綻していると言わざるを得ません。正々堂々と公約を守るのならばともかく、隠れ借金という粉飾によっていかにも公約を達成したかのポーズを取っておりますけれども、これによって財政の透明性は著しく後退し、我が国財政に対する内外の信頼を一層失墜させる結果を招いているのであります。

反対の第四の理由は、本予算が政官業癒着構造を温存させるものであり、その執行に重大な疑義がある点であります。

鈴木宗男衆議院議員をめぐる様々な疑惑の中核となった北方四島支援人道事業問題では、両院の予算委員会審議を通じて、その支援委員会の余り

にさまざまな運営と不透明な予算執行が明らかになりました。本予算においては、かかる支援委員会に対する十億円以上にも及ぶ拠出金が計上されており、北方支援事業をめぐる様々な疑惑の徹底的な解明と対ロシア支援の抜本的な見直しを行わなければならない、支援経費がそのまま予算に計上されることは言語道断であります。鈴木宗男議員の問題は正に氷山の一角であり、族議員の様々な行政介入によって歪曲された予算を徹底的に見直さない限り、国民一人一人の血税が無駄に垂れ流されるだけであります。

小泉内閣の発足後、経済は悪化の一途をたどり、国民の生活不安はもはや限界に来ております。改革という美名により糊塗された小泉内閣の失政の数々によって、日本経済と国民生活は瀕死の状態にまで追い込まれております。政治は国民の信頼の上に立つことを忘れ、政官業のなれ合いにどっぷりとつかった小泉内閣と自民党政治の行き詰まりは必至であり、国民生活を不安に陥れ、日本を沈没せようとしている小泉内閣を断固糾弾するものであります。

最後に、小泉総理、我々は、今、危機、危機という言葉をよく使っております。この危機という言葉は、英語ではクライシス。このクライシスという言葉はどこから来たか。これはギリシャ語のクリノーという言葉であります。このクリノーというのは、ある一定の軌道上を発展してきたものが、もうそれ以上発展できない、いわゆる分かれ目、いわゆる分かれ目のところに来たという意味であります。それだけに、このクライシス、危機という意味は、分かれ目に来たときにいかに決断をするかということでもあります。

我が日本は、不幸なことに幾つかの危機を重ね

ながらも、小泉総理はその危機において決断ができなかった。今、正に小泉総理、あなたのその存在自体がクライシスであるということを経験に申し上げて、反対討論といたします。

○議長(井上裕君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(井上裕君) これより三案を一括して採決いたします。

浅尾慶一郎君外九十九名より、表決は記名投票をもって行われたことの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(井上裕君) 投票漏れはございませんか。

投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(井上裕君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十二票

白色票 百四十票

青色票 百二票

よって、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第一 地方税法の一部を改正する法律案

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長田村公平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田村公平君登壇、拍手〕

○田村公平君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充、住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置の要件緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設、固定資産税における縦覧制度の見直し等の措置を講ずるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うものとするものであります。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況

にあること等にかんがみ、平成十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用の改正等を行うものとしてあります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地方税財源の拡充と税源移譲、外形標準課税の導入と課税方法、自主財源充実と法定外税の活用、地方交付税制度見直しの地方団体に与える影響、交付税特別会計における借入れとその償還方法、地方団体等における資金の管理及び運用の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、両法律案に対し、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十二

賛成 百四十二

反対 九十九

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長
井上 裕君	本岡 昭次君

議員
大江 康弘君
山本 香苗君
高橋紀世子君
遠山 清彦君
岩本 在太君
福本 潤一君
中川 義雄君
島袋 宗康君
山口那津男君
山本 保君
木村 仁君
平野 貞夫君
風間 昶君
森 ゆうこ君
松 あきら君
平野 達男君
渡辺 孝男君
広野ただし君
沢 たまき君
日出 英輔君
西川きよし君
加藤 修一君
弘友 和夫君
佐々木知子君
田村 秀昭君
高野 博師君

荒木 清寛君	魚住裕一郎君
鶴保 庸介君	入澤 肇君
松岡満壽男君	山本 正和君
日笠 勝之君	森本 晃司君
木庭健太郎君	山下 栄一君
泉 信也君	月原 茂皓君
西岡 武夫君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	統 訓弘君
浜四津敏子君	白浜 一良君
鶴岡 洋君	草川 昭三君
浜田卓二郎君	扇 千景君
吉田 博美君	柏村 武昭君
亀井 郁夫君	山下 善彦君
山内 俊夫君	森元 恒雄君
松山 政司君	舛添 要一君
藤井 基之君	福島啓史郎君
野上浩太郎君	森田 次夫君
中島 啓雄君	愛知 治郎君
荒井 正吾君	山下 英利君
岩城 光英君	大野つや子君
有馬 朗人君	阿南 一成君
山崎 力君	岸 宏一君
仲道 俊哉君	世耕 弘成君
森山 裕君	魚住 汎英君
太田 豊秋君	阿部 正俊君
岩井 國臣君	北岡 秀二君
市川 一朗君	中島 眞人君
溝手 顕正君	上野 公成君
尾辻 秀久君	野間 赳君
狩野 安君	大島 慶久君
吉村剛太郎君	松谷蒼一郎君
山崎 正昭君	片山虎之助君
若林 正俊君	田中 直紀君

松田 岩夫君	清水嘉与子君	小齊平敏文君	木俣 佳丈君	淵上 貞雄君	和田ひろ子君	国務大臣 (経済財政政策担当大臣)	竹中 平蔵君
関谷 勝嗣君	中曾根弘文君	谷林 正昭君	羽田雄一郎君	円 より子君	山本 孝史君	国務大臣 (規制改革担当大臣)	石原 伸晃君
西田 吉宏君	陣内 孝雄君	高橋 千秋君	谷 博之君	畑野 君枝君	富樫 練三君		
青木 幹雄君	加納 時男君	保坂 三蔵君	高嶋 良充君	岩佐 恵美君	吉川 春子君		
久野 恒一君	岩永 浩美君	藤井 俊男君	佐藤 雄平君	直嶋 正行君	角田 義一君		
森下 博之君	西銘順志郎君	小宮山洋子君	小川 敏夫君	直嶋 満治君	川橋 幸子君		
段本 幸男君	伊達 忠一君	海野 徹君	櫻井 充君	千葉 景子君	岡崎トミ子君		
近藤 剛君	小林 温君	橋本 聖子君	小林 元君	吉岡 吉典君	筆坂 秀世君		
後藤 博子君	脇 雅史君	佐藤 道夫君	今泉 昭君	市田 忠義君			
齊藤 滋宣君	有村 治子君	伊藤 基隆君	朝日 俊弘君	国務大臣			
大仁田 厚君	加治屋義人君	平田 健一君	郡司 彰君	内閣総理大臣	小泉純一郎君		
小泉 顕雄君	山本 一太君	小野 清子君	佐藤 泰介君	総務大臣	片山虎之助君		
佐藤 昭郎君	松村 龍二君	今井 澄君	堀 利和君	法務大臣	森山 眞弓君		
林 芳正君	国井 正幸君	長谷川 清君	峰崎 直樹君	外務大臣	川口 順子君		
常田 享詳君	田村 公平君	柳田 稔君	築瀬 進君	財務大臣	塩川正十郎君		
田浦 直君	鈴木 政二君	井上 吉夫君	斎藤 十朗君	文部科学大臣	遠山 敦子君		
三浦 一水君	清水 達雄君	北澤 俊美君	広中和歌子君	厚生労働大臣	坂口 力君		
谷川 秀善君	景山俊太郎君	勝本 健司君	山下八洲夫君	農林水産大臣	武部 勤君		
金田 勝年君	武見 敬三君	江田 五月君	奥石 東君	経済産業大臣	平沼 赳夫君		
中原 爽君	鴻池 祥肇君	宮本 岳志君	井上 哲士君	国土交通大臣	扇 千景君		
矢野 哲朗君	加藤 紀文君	又市 征治君	大塚 耕平君	環境大臣	大木 浩君		
南野知恵子君	河本 英典君	松井 孝治君	紙 智子君	国務大臣 (内閣官房長官)	福田 康夫君		
服部三男雄君	佐藤 泰三君	大門実紀史君	田嶋 陽子君	国務大臣 (男女共同参画担当大臣)			
宮崎 秀樹君	竹山 裕君	神本美恵子君	藤原 正司君	国務大臣 (国家公安委員)			
倉田 寛之君	真鍋 賢二君	八田ひろ子君	小泉 親司君	国務大臣 (防衛担当大臣)	村井 仁君		
久世 公義君	山東 昭子君	福島 瑞穂君	福山 哲郎君	国務大臣 (防衛庁長官)	中谷 元君		
坂野 重信君	斎掛 哲男君	内藤 正光君	浅尾慶一郎君	国務大臣 (沖縄及び北方対策担当大臣)	尾身 幸次君		
野沢 太三君	上杉 光弘君	大沢 辰美君	井上 美代君	国務大臣 (科学技術政策担当大臣)			
中村 敦夫君	鈴木 寛君	西山登紀子君	大田 昌秀君	国務大臣 (金融担当大臣)	柳澤 伯夫君		
岩本 司君	榛葉賀津也君	大脇 雅子君	齋藤 勲君				
ツルシマルテ君	椎名 素夫君	小川 勝也君	本田 良一君				
山根 隆治君	池口 修次君	林 紀子君	小池 晃君				
若林 秀樹君	辻 泰弘君	池田 幹幸君	大淵 絹子君				

議長の報告事項
一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

渡辺 秀央君

補欠

平野 貞夫君

法務委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

岩本 司君

文教科科学委員

辞任

岩本 司君

補欠

小川 敏夫君

経済産業委員

辞任

西山登紀子君

補欠

畑野 君枝君

国家基本政策委員

辞任

大淵 絹子君

補欠

大脇 雅子君

予算委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

南野知恵子君

谷川 秀善君

三浦 一水君

鶴保 庸介君

入澤 肇君

内藤 正光君

郡司 彰君

峰崎 直樹君

櫻井 充君

福本 潤一君 沢 たまき君 山本 保君 草川 昭三君 池田 幹幸君 紙 智子君 高橋紀世子君 岩本 莊太君 福島 瑞穂君 大淵 絹子君 決算委員	辞任 入澤 肇君 補欠 三浦 一水君 泉 信也君 草川 昭三君 谷川 秀善君 岩本 莊太君 山本 保君 高橋紀世子君 議院運営委員	辞任 泉 信也君 補欠 南野知恵子君 鶴保 庸介君 郡司 彰君 世耕 弘成君 沢 たまき君 内藤 正光君 紙 智子君 福本 潤一君 池田 幹幸君 同日議員から次の議案が提出された。 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(江田五月君外九名発議)(参第八号)	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案(江田五月君外九名発議)(参第九号) 同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第七号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号) 総務委員会に付託	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第八号) 法務委員会に付託 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第一九号) 厚生労働委員会に付託 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(閣法第二一八号) 経済産業委員会に付託 都市再開発法等の一部を改正する法律案(閣法第二一八号) 都市再生特別措置法案(閣法第二二二号) 国土交通委員会に付託 昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員	辞任 高橋 千秋君 補欠 魚住裕一郎君 羽田雄一郎君 平野 貞夫君 山本 香苗君 渡辺 秀央君 渡辺 秀央君 法務委員 辞任 岩本 司君 補欠 渡辺 秀央君 小川 敏夫君 文教科学委員 平野 貞夫君 辞任 小川 敏夫君 補欠 山本 香苗君 岩本 司君 西山登紀子君 魚住裕一郎君 農林水産委員 畑野 君枝君 辞任 羽田雄一郎君 補欠 高橋 千秋君
経済産業委員 辞任 畑野 君枝君 補欠 西山登紀子君 国家基本政策委員 辞任 大淵 雅子君 補欠 大淵 絹子君 予算委員 辞任 南野知恵子君 補欠 三浦 一水君 世耕 弘成君 浅尾慶一郎君 谷川 秀善君 郡司 彰君 小川 勝也君 櫻井 充君 内藤 正光君 沢 たまき君 峰崎 直樹君 宮本 岳志君 福本 潤一君 岩本 莊太君 高橋紀世子君 大淵 絹子君 大淵 雅子君 決算委員 辞任 谷川 秀善君 補欠 高橋紀世子君 三浦 一水君 岩本 莊太君 岩本 莊太君 議院運営委員 辞任 世耕 弘成君 補欠 内藤 正光君 南野知恵子君 福本 潤一君 郡司 彰君 沢 たまき君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第一四号) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 独立行政法人国立病院機構法案(閣法第二三三号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(議院運営委員長提出)(衆第九号) 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第一〇号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第六号) 審査報告書 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号) 審査報告書 同日内閣から、水産基本法第十一條第七項の規定に基づく水産基本計画の報告を受領した。 本日委員長から次の報告書が提出された。 平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算及び平成十四年度政府関係機関予算審査報告書	同日衆議院から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(衆第九号) 同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)	同日衆議院から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(衆第九号) 同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)	同日衆議院から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(衆第九号) 同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)	同日衆議院から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(衆第九号) 同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

審査報告書

平成十四年度一般会計予算
平成十四年度特別会計予算
平成十四年度政府関係機関予算
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十四年三月二十七日

参議院議長 井上 裕殿
予算委員長 真鍋 賢二

要領書

一、委員会の決定の理由
平成十四年度一般会計予算、平成十四年度特別会計予算及び平成十四年度政府関係機関予算並びに平成十四年度財政投融資計画は、「国債発行額三十兆円以下」との目標の下、歳出構造を抜本的に見直すこととし、(一)高齢化の進展など経済社会構造の変化に適合した安定的な制度構築を前提とすること、(二)中期的な経済の生産性の向上や民間の潜在的な活力を顕在化させる効果及び最近の雇用情勢を踏まえ雇用創出効果について重視するとともに、新たな財政ニーズに的確に対応すること、(三)改革に伴う当面の負担を国民が分かち合うことにより、社会的弱者に「痛み」が集中しないように配慮すること、(四)税制面においては、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずること等を基本方針として編成されたものである。
一般会計においては、歳入面では、租税及印紙収入で四十六兆八千六百十億円の収入を見込

むとともに、「財政法第四十四条第一項ただし書の規定による公債六兆七千九百億円及び「平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(仮称)の規定による公債二十三兆二千百億円の収入を予定するほか、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとしている。
歳出面では、厳しさを増している財政状況に鑑み、財政の効率化・質的改善を図ることとしている。

これらの結果、平成十四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも八十一兆二千二百九十九億九千三百五十五万五千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百六十二兆三千三百五十五億二千三百八十八万五千円、歳出二百四十八兆四千一億四千六百五十八万九千円である。

特別会計については、政府再保険の廃止等に伴い、自動車損害賠償責任再保険特別会計から自動車損害賠償保障事業特別会計に名称変更することとしているが、その数は、交付税及び譲与税配付金特別会計は三十三兆六千六百五十八万九千円である。

また、政府関係機関の数は、国民生活金融公庫ほか八で昨年度と同数である。
右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

平成十四年度一般会計予算
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年三月六日

参議院議長 井上 裕殿
衆議院議長 綿貫 民輔

平成十四年度特別会計予算
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年三月六日

参議院議長 井上 裕殿
衆議院議長 綿貫 民輔

平成十四年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年三月六日

参議院議長 井上 裕殿
衆議院議長 綿貫 民輔

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十四年三月二十六日

参議院議長 井上 裕殿
総務委員長 田村 公平

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充及び住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置の要件の緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化

等を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

平成十四年度の税制改正による地方税の減収見込額(初年度)は、九十一億円である。

附帯決議

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、地方団体がより自主的かつ自立的な行政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、法人事業税への外形標準課税の導入については、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、中小法人の取扱い、景気の動向や急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期の実現に努めること。

三、固定資産税は、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保を図るとともに、納税者の理解を深めるため負担の公平に努めること。また、平成十五年の土地の評価替えに当たっては、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価額に反映させること。

四、法定外税については、地方団体の課税自主権の尊重、住民の受益と負担の關係の明確化及び課税の選択肢の拡大等にかんがみ、事前協議に当たっては、協議の事例を踏まえつつ、不同意要件等その基準の一層の明確化を図ること。

五、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年三月六日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「及び第六十八条の二」を削る。

第二十四条第五項及び第五十二条第二項第三号中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加える。

第五十三条第三項中「第四十二条の六第六項」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第七十二条の五第一項第九号中「団地管理組合法人」の下に「並びにマンション建替組合」を加える。

第七十二条の二十五第五項中「並びに貸借対照表を」、「貸借対照表」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「並びに当該期間」を、「当該期間」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

第七十二条の百四第三項中「過誤納金」を「これら」に改める。

第七十二条の百六第二項中「過誤納金」を「還付金又は過誤納金」に改める。

第七十三条の四第一項第三十号を第三十三号とし、第二十九号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十四号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、第二十三号を削り、第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号の三を第二十四号とし、第十九号の二を第二十三号とし、第十九号を第二十二号とし、第十八号を削り、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を削り、第十三号を第十八号とし、第十二号の二を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号の二を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の三を第十号とし、第八号の二を第九号とし、第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第七十三条の十四に次の一項を加える。

14 土地改良法第五十三条の三の二第二項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条若しくは第九十六条の四又は緑資源公団法第二十二條の四

第二項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する土地改良法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第二項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条若しくは第九十六条の四又は緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)以下本項において同じ。の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十四第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「土地を取得した者が当該土地を削り」、「を新築した場合」を「新築された場合当該取得をした者(以下本号において取得者という。)が当該土地を当該特別適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特別適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。」に改める。

第七十三条の二十七の四第一項中「市街地再開発事業」を「都市再開発法第二十一条に規定する第一種市街地再開発事業次項から第四項までに於いて「第一種市街地再開発事業」という。」に改め、同条第三項中「市街地再開発組合が施設建築物に係る不動産を取得した場合又は住宅街整備組合が住宅街整備組合が住宅街整備組合が住宅街整備組合の施行に伴い」に改め、「市街地再開発組合に関する」に改め、市街地再開発組合の日から

三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、住宅街整備組合に関しては「及び」、「市街地再開発組合」に關しては「当該市街地再開発組合」と、住宅街整備組合に關しては「を削り、同項を同条第十項とし、同条第二項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2 前条第二項から第五項までの規定は、市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは、敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該市街地再開発組合」と読み替へるものとする。

3 道府県は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下本項から第八項までにおいて「再開発会社」という。)が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施

建設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替へるものとする。

5 道府県は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（次項から第八項までにおいて「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下本項及び次項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第百十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四

項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替へるものとする。

7 道府県は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下本項及び次項において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下本項及び次項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他政令で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規

定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十八第一項中「第七十三条の四第一項第九号」を「第七十三条の四第一項第十一号」に改める。

第百五十一条第三項中「道路運送車両法」の下に「昭和二十六年法律第百八十五号」を加える。

第二百九十二条第一項第四号中「及び第六十八号の二」を削る。

第二百九十四条第七項及び第三百二十二条第三項第三号中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加える。

第三百二十一条の八第三項中「第四十二条の六第六項」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第三百四十八条第二項第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

第三百四十八条第二項第二十七号を次のように改める。

二十七 削除

第三百四十九条の三第一項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二十三項中「附則第二十三条第八項」を「（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項」に改め、同条第二十四項中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」の下に「（昭和五十五年法律第七十一号）を

加え、又はエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十一条の二第一号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四

十九号）第二十一条の二第一号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第四十七条の六第一号」に改め、同条第二十六項中「農業機械化促進法」の下に「（昭和二十八年法律第二百五十二号）を加え、同条第三十項中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条第三十六項中「高圧ガス保安法」の下に「（昭和二十六年法律第二百四号）を加え、同条第三十七項中「又は送電施設」及び「当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては」を削り、「五分の二の額」の下に「とし」を加え、「とし、当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の六分の五の額」を削り、同条に次の二項を加える。

39 農業協同組合法による組合及び連合会、水産業協同組合法及び森林組合法による組合並びに政令で定める民法第三十四条の法人が所有し、かつ、有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

40 通信・放送機構が所有し、かつ、直接基盤技術研究円滑化法第四十七条の二第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却

資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の四第六項中「第四百十条を「第四百十条第一項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百六十二条第二項中「第三百六十四条第八項」を「第三百六十四条第十項」に改める。

第三百六十四条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第五項」を「若しくは第七項」に改め、「納税通知書」の下に「又は第三項の課税明細書」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同条第二号中「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の規定」を「第五項の規定」に、「かかわらず、第三項」を「かかわらず、第五項」に、「おいては、第三項」を「おいては、第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「基いて」を「基づいて」に、「第六項」を「第八項第二号」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「基いて」を「基づいて」に、「前項」を「第二項」に、「以下第六項第一号」を「第八項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合においては、総務省令で定めるところによつて、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した文書(以下「課税明細書」という。)を当該納税者に交付しなければならない。

一 土地に対して課する固定資産税 当該土地について土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格

二 家屋に対して課する固定資産税 当該家屋について家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格

4 市町村は、前項各号に定める事項のほか、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地又は家屋については、当該土地の前項第一号の価格又は当該家屋の同項第二号の価格にそれぞれ第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定に定める率を乗じて得た金額を課税明細書に記載しなければならない。

第三百六十四条の二第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「行ない」を「行い」に、「附けてその申立」を「付けてその申出」に、「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第三百七十三条第六項中「第三百六十四条第三項」を「第三百六十四条第五項」に改める。

第三百八十二条の次に次の二条を加える。

(固定資産課税台帳の閲覧)

第三百八十二条の二 市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項、次条

及び第三百九十四条において同じ。)をされている部分又はその写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類。次項及び第三百八十七條第三項において同じ。)をこれらの者の閲覧に供しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合においては、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付)

第三百八十二条の三 市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の請求があつたときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。

第三百八十七条に次の二項を加える。

3 市町村長は、納税義務者から第三百八十二条の二第一項の規定による求めがあつたときは、土地名寄帳又は家屋名寄帳に固定資産課税台帳の登録事項と同一の事項が記載(当該土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。次項において同じ。)をされている場合に限り、同条第一項の規定により当該納税義務者の閲覧に供するものとされる固定資産課税台帳又はその写しに代えて、土地名寄

帳若しくはその写し(当該土地名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、当該土地名寄帳に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)又は家屋名寄帳若しくはその写し(当該家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、当該家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該納税義務者の閲覧に供することができる。

4 市町村長は、前項の規定により土地名寄帳若しくはその写し又は家屋名寄帳若しくはその写しを閲覧に供する場合においては、土地名寄帳又は家屋名寄帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。

第三百八十九条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第三百九十四条中(「当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。第四百十五條第二項及び第四百十九條第四項において同じ。」を削る。

第四百十条の見出しを(「固定資産の価格等の決定等」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「二月末日」を「三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面を一般の閲覧に供しなければならない。

第四百十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第四百十五条及び第四百十六条を次のように改める。

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成)

第四百十五条 市町村長は、総務省令で定めるところによつて、土地課税台帳等に登録された土地(この法律の規定により固定資産税を課することが出来るものに限る。)の所在、地番、地目、地積第三百四十八条の規定の適用を受ける土地にあつては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九条第四項から第七項までにおいて「土地価格等縦覧帳簿」という。)並びに家屋課税台帳等に登録された家屋(この法律の規定により固定資産税を課することが出来るものに限る。)の所在、家屋番号、種類、構造、床面積(第三百四十八条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。)及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九条第四項から第七項までにおいて「家屋価格等縦覧帳簿」という。)を、毎年三月三十一日までに作成しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

第四百十六条 市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記載をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写し(当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記載をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月二日以後の日から、当該日から二十日を経過した日又は当該年度の最初の納期限の日

のいずれか遅い日以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合においては、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載(当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、記録)をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

3 市町村長は、第一項の縦覧の場所及び期間を、あらかじめ、公示しなければならない。

第四百十七条の見出しを「(固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等)」に改め、同条第一項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳又はその写しを縦覧に供した日」を「第四百十一

条第二項の規定による公示の日」に改める。
第四百十八条中「第四百十条」を「第四百十

条第三項」に改める。
第四百十九条第三項を次のように改める。

3 市町村長は、前項の規定によつて、固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。
第四百十九条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「固定資産課税台帳又はその写しを関係者を、土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する

土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者」に、「(固定資産課税台帳に記載)を「土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載(当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、記録)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 市町村長は、第二項の規定によつて、土地又は家屋の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならない。

5 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

6 市町村長は、第四項の規定によつて、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成した場合においては、その作成の日から二十日以上の期間、その指定する場所において、当該土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記載をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写し(当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記載をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を

当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。

第四百二十二条の三中「第四百十条」を「第四百十条第一項」に改める。

第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項の縦覧期間の初日」を「第四百十一條第二項の規定による公示の日」に、「三十日」を「六十日」に、「縦覧期間の初日からその末日後十日」を「規定による公示の日から同日後六十日」に、「第四百十一條第二項」を「第四百十一條第三項」に改める。

第五百八十六條第二項第一号の十を次のように改める。

一の十 削除

第五百八十六條第二項第一号の二十一及び第一号の二十二を次のように改める。

一の二十一及び一の二十二 削除

第五百八十六條第二項第一号の二十七の次に次の七号を加える。

一の二十八 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第 号)第三條第三号に規定する離島において、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の二十九 沖縄振興特別措置法第八條に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六條第三項第一号に規定する観光振興地域において、同法第十六條第一項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又

は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の三十 沖縄振興特別措置法第三十一條第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八條第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域において、同法第三條第六号に規定する情報通信産業又は同法第八号に規定する情報通信技術利用事業を営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設し、かつ、当該設備に係る建物(政令で定めるものに限る)を新築し、又は増築したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)。

一の三十一 沖縄振興特別措置法第三十五條第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において、同法第三條第九号に規定する製造業等のうち政令で定める事業又は同法第十号に規定する産業高度化事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る建物(政令で定めるものに限る)を新築し、又は増築したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)。

一の三十二 沖縄振興特別措置法第四十一條第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第四十二條第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地域のうち、政令で定める地域において、同法第三條第九号に規定する製造業等のうち政令で

定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)。

一の三十三 沖縄振興特別措置法第五十五條第一項の規定により金融業務特別地区として指定された地区において、同法第三條第十二号に規定する金融業務に係る事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る建物(政令で定めるものに限る)の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)。

一の三十四 沖縄振興特別措置法第六十八條第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施する同法第六十七條第一項に規定する経営基盤強化事業又は当該経営基盤強化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

第五百八十六條第二項第二号に次のように加える。

ヲ 土壌の特定有害物質(土壌汚染対策法(平成十四年法律第 号)第二條第一項に規定する特定有害物質をいう)による汚染を除去するための施設(同法第五條第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三條第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る)で総務省令で定めるもの

第五百八十六條第二項第十号を次のように改める。

十 削除

第五百八十六條第二項第十四号中「第五條第二項」の下に「(沖縄振興特別措置法第六十六條の規定により読み替えて適用される場合を含む)」を加え、「同法第二條第三項」を「中小企業経営革新支援法第二條第三項」に改め、同項第二十七号の四中「第二十五條の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十七の五 自然公園法第三十一條第一項の規定により締結された風景地保護協定において定められた同項第一号に規定する風景地保護協定区域内の土地

第五百八十六條第二項第二十八号中「及び第五号の六」を、「第五号の六及び前号」に改め、同項第二十九号中、「第二十七号の二」を削る。

第七百一條の三十二第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同法第六項を同法第七項とし、同法第五項を同法第六項とし、同法第四項の次に次の一項を加える。

5 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第 号)によるマンション建替事業の施行に伴う同法第二條第七号に規定する施行再建マンションの部分のうち同法第五十八條第一項第三号に規定する区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるもの以外のもの(以下本項において「従前の区分所有権等」に対応しない施行再建マンションの一部」という。)で事業所等の用に供するものの取得があつた場合には、当該取得があつた日において当該従前

の区分所有権等に対応しない施行再建マンションの一部で事業所等の用に供するものの新築があつたものとみなし、当該取得者を建築主とみなして、本節中新増設に係る事業所税に関する規定を適用する。

第七百一条の三十四第二項中「団地管理組合法人」の下に、「マンション建替組合」を加え、同条第三項第十九号の二を次のように改める。

十九の二 沖縄振興特別措置法第六十八条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施される同法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化事業の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第七項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業によつてされる同法第二条第七号に規定する施行再建マンションで事業所等の用に供するものの新築第七百四十三条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第七百四十五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「第八項」を「第三項、第四項及び第十項」に改める。

第七百四十七条中、「指定日前に第七百四十三条第一項又は第二項の規定により当該債権資産の所有者に対してされた通知は第四百四十五条第一項の規定による縦覧とを削る。

附則第三条の三「三十一万円」を「三十八万円」に改める。

附則第八条第一項中「第四十二条の四及び第六十八条の二」を「並びに租税特別措置法第四十二条

の四の規定」に、「第六十八条の二」を「の規定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第八条の二第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附則第九条の二第一項中「平成十四年五月十四日」を「平成十九年五月十四日」に改める。

附則第十条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを削り、第十項を第五項とし、第十一項を第六項とする。

附則第十条の二第二項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。

附則第十一条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「乗じて得た額」の下に「(当該施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合当該補助を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額)」を加え、同条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合前項に規定する補助を受けた額が同条第六項に規定する貸付けを受けた額を超えるときにおける同項の規定

の適用については、同項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額」とする。

附則第十一条第六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「五分の二」を「三分の一」に改め、同条第八項中「第七十三条の四第一項第十九号の三」を「第七十三条の四第一項第二十四号」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「(昭和六十二年法律第六十二号)」を加え、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十項中、「農業協同組合」を「農業協同組合」に改め、「譲渡」の

下に「により不動産を取得した場合又は漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七条第一項第四号に規定する事業を行うものに限る。)が漁業協同組合から水産業協同組合法第五十四条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第二項の規定による信用事業(同法第十一条の四第二項に規定する信用事業をいう。の全部の譲渡により不動産を取得した場合若しくは水産加工業協同組合から同法第九十六条第三項において準用する同法第五十四条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同法第九十六条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業をいう。の全部の譲渡)を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等」による信用事業の再編及び強化に関する法律を、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等」による信用事業の再編及び強化に関する法律に、「第二条第二項に規定する特定農業協同組合(第一号において「特定農業協同組合」という。又は同条第三項に規定する信用農業協同組合連合会(以下本項において「信用農業協同組合連合会」という。))を「第二条第一項に規定する特定農業協同組合等(同項第六号に掲げるものを除く。第一号において「特定農業協同組合」という。に、「第二条第五項」を「第二条第四項」に改め、「同項第一号」の下に又は第四号を加え、同項第一号中「特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会等」に、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等」による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第四項を「農林中央金庫及び特定農業協同

32 マンションの建替えの円滑化等に関する法律

第五十八條第一項第二号に掲げる者が同法第二條第四号に規定するマンション建替事業の施行に伴い同條第七号に規定する施行再建マンションの敷地の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く）を取得した場合又は同法第十五條

附則第十一条の第三項中、「第一項第一号」を、「第二項第一号又は第二号」に、「附則第十一条の第三項第一号」を附則第十一条の第三項第一号又は第二号に改め、「これら」とあるのは「同号」とを削る。

五号中「並びに同法第十五条第一項に規定する産

三 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場(以下本号において「特定事業場」と

いう。)の設置者(同法第十四条の第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。)又は特定事業場の設置者であつた者(同法第十四条の第三項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。)が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で政令で定めるもの 平成十四年四月一日

四 土壌の特定有害物質(土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。)による汚染を除去するための償却資産(同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限り、)で政令で定めるもの 土壌汚染対策法の施行の日

附則第十五条第七項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第八項中「第八号」を「第九号」に改め、「昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、」を削り、「除く。の下に」のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものを加え、「平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り、」を削り、「二分の一(第五項第七号)を三分の二(第五項第九号)に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設(第三百四十九条の第三項、第四項又

は第十九項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二(第二号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの

二 大気汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんを処理するための施設で政令で定めるもの

三 大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙を処理するための施設で政令で定めるものの

附則第十五条第十項中「平成十三年度」を「平成十五年度」に改め、同条第十三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「定めるもの」の下に「以下本項及び」を加え、「平成十年度から平成十三年度までの各年度分」を「平成十四年度分及び平成十五年度分」に改め、「二分の一」の下に「(当該固定資産のうち当該外貿埠頭公社が外貿埠

頭公社の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二条第一項の規定により承継したものにあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三)を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「三分の一」を「五分の一」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「昭和六十年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項から第三十二項までを一項とし、同条第二十七項から第三十二項までを一項とし、同条第三十三項中「食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成十二年法律第六十六号)の施行の日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の二」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とし、同条第四十項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「第十九項又は第二十項」及び「第十九項及び第二十項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項を同条第四十一項とし、同条第四十三項及び第四十四項を削り、同条第四十五項中「平成十一年四月一日」を「平成十四年四月一日」に改め、「二分の一」の下に「(当該償却資産のうち緊急に整備する必要があるものとして総務省令で定めるものにあつては、四分の一)」を加え、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「同条第一項に規定する牲畜」を「牛」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一

項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「償却資産を」を「償却資産を、家屋及び償却資産に」、「固定資産税を」を「固定資産税又は都市計画税に」、「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項」に改め、同項を同条第四十八項とする。

附則第十五条の二第一項中「から第二十項まで」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項中「次条を」を「次条第一項」に、「平成十三年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の三第一項中「平成九年度から平成十三年度まで」を「平成十四年度から平成十八年度まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二項中「北海道旅客会社等又は」及び「当該北海道旅客会社等若しくは」を削り、「平成十三年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の四中「前三条を」を「附則第十五条から第十五条の三まで」に改め、同条を附則第十五条の五とし、附則第十五条の三の次に次の一条を加える。

(固定資産税の課税明細書の記載事項の特例)

第十五条の四 市町村は、第三百六十四条第四項の規定にかかわらず、前三条の規定の適用を受ける土地又は家屋については、第三百六十四条第三項各号に定める事項のほか、前三条の規定により固定資産税の課税標準とされる額を課税明細書に記載しなければならない。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に改める。

から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同条に次の一項を加える。

8 市町村は、第三百六十四条第三項若しくは第四項又は附則第十五条の四に定めるもののほか、前各項の規定の適用を受ける土地又は家屋については、これらの規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

附則第二十八條第三項中「附則第十五条の四」を「附則第十五条の五」に改める。

附則第二十九條中「第三百六十四条第七項」を「第三百六十四条第九項」に改める。

附則第三十一條の二第三項を削り、同条第四項中「前三項を」を「前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項までの規定の」を「又は第二項の規定の」に、「附則第三十一條の二第一項及び第二項を」を「附則第三十一條の二第一項若しくは第二項」に、「附則第三十一條の二第一項から第三項まで」を「附則第三十一條の二第一項若しくは第二項」に、「附則第三十一條の二第五項」を「附則第三十一條の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十一條の二の二第一項中「附則第十條第五項若しくは第七項から第十一項まで又は第十二條第十七項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項若しくは第三十一項第一号若しくは第二号」を「附則第十條第三項、第五項若しくは第六項又は第十一條第十五項、第二十三項、第二十五項、第二十六項、第二十八項、第二十九項第一号若しくは第二号若しくは第三十二項」に改める。

附則第三十一條の三第四項及び第五項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「幹線道路の沿道の整備に関する法律」の下に「昭和五十五年法律第三十四号」を加え、「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 運輸施設整備事業団が運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第十四條第二項第二号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成十四年度から平成二十年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六條第一号（第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の一に相当する額」とする。

附則第三十一條の三の二第二項中、「平成十三年四月一日においてを削り、「同日」を「平成十三年四月一日」に、「予定であること又は」を「予定であること」に改め、「する予定であること」の下に「又は当該土地を第六百三十三條の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること」を加え、「使用させ、又は」を「使用させたこと」に改め、「したこと」の下に「又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたこと」を加え、同条第四項中「同項に規定する譲受者」を「附則第三十一條の三の二第一項に規定する譲受者」に、「使用させ、又は」を「使用させること」に改め、「特例譲渡をすること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。

附則第三十一條の三の三第一項中、「平成十三年四月一日においてを削り、「同日」を「平成十三年四月一日」に、「予定であること又は」を「予定であること」に改め、「する予定であること」の下に「又は当該土地を第六百三十三條の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること」を加え、「使用させ、又は」を「使用させたこと」に改め、「したこと」の下に「又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたこと」を加え、同条第三項中「同項に規定する非課税土地」を「附則第三十一條の三の三第一項に規定する非課税土地」に、「使用させ、又は」を「使用させること」に改め、「特例譲渡をすること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。

附則第三十二條第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「取得で政令で定めるもの」を「取得」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。

11 道路運送車両法第四十一條の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項又は第六

項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一

二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の三第一項を削り、同条第二項中「次条第六項を」次条第四項に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「事業に係る事業所税」の下に「(同項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本条、附則第三十二条の七及び第三十二条の八において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「次条第十項を」次条第八項に改め、同項を同条第三項とする。

附則第三十二条の四第一項中「十四年」を「十六年」に改め、同条第二項中「(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第六條に規定する認定計画に従つて整備されるものを除く。)」及び「(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六條に規定する認定計画に従つて整備されるものを除く。)」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中

「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「九年」を「十一年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項を同条第十一項とし、同条に次の四項を加える。

12 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において設置される同法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設(政令で定めるものに限る。)に係るものの新築又は増築で当該特定民間観光関連施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

13 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十

八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

14 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

15 指定都市等は、事業所用家屋で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第六條に規定する認定計画に従つて整備される同法第二条第一項に規定する特定施設(同項第一

号に掲げるもののうち政令で定めるもの、同項第二号に掲げるもの、同項第四号に掲げるもののうち同号イに掲げる施設と同号ハに掲げる施設が併せて設置されるもの、同項第五号イ及びロに掲げるもの、同項第六号イ、ロ及びトに掲げるもの、同項第七号に掲げるもののうち同号ロ又はハに掲げる施設と同号ニに掲げる施設が一体的に設置されるもの並びに同項第八号、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げるものに限り、第二項に規定する中核的民間施設に該当するものを除く。)のうち政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該特定施設に係る同法第六条に規定する認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の五中「若しくは第二項」を削る。

附則第三十二条の七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十二条の四第五項を」附則第三十二条の四第三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十二条の四第八項を」附則第三十二条の四第六項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第三十二条の四第十四項を」附則第三十二条の四第十二項に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。

8 附則第三十二條の四第十三項に規定する施設に係る事業等のうち平成十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

9 附則第三十二條の四第十四項に規定する施設に係る事業等のうち平成十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

10 中小企業支援法第二条第一項に規定する中小企業者(以下本項において「中小企業者」という。))が環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第十八条第一項第一号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの(産業公害の防止に資するものとして政令で定めるものに限る。))に係る施設に係る事業等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成十六年分までに限り、当該施設に係る事業等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

11 附則第三十二條の四第十五項に規定する特定施設に係る事業等のうち平成十六年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該特定施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二條の八第一項中(次条第一項において「北海道旅客会社等」という。))を削り、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附則第三十二條の九第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十二條の七第四項」を「附則第三十二條の七第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第三十四條第一項中「次に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、同項第三号中「百六十万円」とあるのは「三百八十万円」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第二項中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第三項を「百分の二に相当する金額」とあるのは「百分の四に相当する金額」課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、百六十万円と当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額との合計額」と、第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 平成十二年度から平成十六年度までの各年度の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第二項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項において準用する第一項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に課する市町村民税の所得割の額は、前項において準用する第一項の規定にかかわらず、当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する額とする。

附則第三十四條の二第二項中「前条第一項各号及び同条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一條の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一條の二第二項第八号から第十三号まで」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「前条第一項各号」を「前条第一項」に、「同条第一項各号」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項」を「同条第一項の規定及び同条第五項」に改め、同条第五項中「第三十一條の二第二項第七号から第十号まで」を「第三十一條の二第二項第八号から第十一号まで」に、「同項第十一号若しくは第

十二号を「同項第十二号若しくは第十三号」に、「同条第二項第七号から第十二号まで」を「同条第二項第八号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「同条第二項の規定により適用される場合を含む。」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項を「同項」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第五項において準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項各号」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項」と、同条第四項中「附則第三十四条第五項の規定により適用される場合を含む。」と、「同項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項の規定及び同条第五項」に改める。

附則第三十五条第一項第一号中「附則第三十四条第四項第三号」を「附則第三十四条第三項第三号」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第四項第二号」を「附則第三十四条第三項第二号」に改め、同条第四項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十四条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第三十五条の二第二項中「及び次項」の下に「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項を加え、附則第三十五条の二の三第二項を「附則第三十五条の二の六第二項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項中「並びに次条第二項を」、「次条第一項及び第二項、附則第三十

五条の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項」に、「次条第二項並びに附則第三十五条の三第四項を「次条第一項及び第二項、附則第三十五条の二の四第一項、第三十五条の二の六第二項並びに第三十五条の三第四項」に改める。

附則第三十五条の二の三第三項中「及び前条第一項を、及び第三十五条の二の二第二項」に、「附則第三十五条の二の三第一項及び「次条第一項」を「附則第三十五条の二の六第一項」に、「前条第一項を、附則第三十五条の二の二第二項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の二の三第二項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の三第四項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同条第七項中「前条第一項から」を「第三十五条の二の二第一項から」に、「前条第七項を、附則第三十五條の二の二第七項」に、「附則第三十五條の二の三第一項」を「附則第三十五條の二の六第一項」に、「附則第三十五條の二の三第七項」を「附則第三十五條の二の六第七項」に、「前条第一項及び」を「附則第三十五條の二の二第二項及び」に改め、「次条第一項」とあるのは「次条第七項において準用する同条第一項」とを削り、「附則第三十五條の二の三第二項」を「附則第三十五條の二の六第二項」に、「附則第三十五條の二の三第四項」を「附則第三十五條の二の六第四項」に改め、同条を附則第三十五條の二の六とし、附則第三十五條の二の二次に次の三條を加える。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第三十五条の二の三 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の

十一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下本項及び次項並びに次条第一項において「特定口座」という。)(その者が二以上の特定口座を有する場合)には、それぞれの特定口座。次項において同じ。に同法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等(以下本項において「特定口座内保管上場株式等」という。の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 証券取引法第六十一条の二第一項の規定による信用取引(以下本項において「信用取引」という。を行う道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信用取引契約に基づき上場株式等の信用取引を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した同条第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡(以下本項において「信用取引に係る上場株式等の譲渡」という。による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。

(上場株式等取引報告書の提出義務等)

第三十五条の二の四 前年分の所得税に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選出届出書(以下本項において「特定口座源泉徴収選出届出書」という。が提出された特定口座が一月一日現在において開設されている同法第三十七条の十第二項に規定する証券業者は、当分の間、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該特定口座源泉徴収選出届出書を提出した特定口座を有する者の氏名及び住所、前年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他必要な事項を当該特定口座を有する者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された上場株式等取引報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第四十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第三百七条の六第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の四第一項の規定によつて上場株式等取引報告書を提出する義務がある証券業者(租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者をいう。に前年分の所得税に係る同法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選出届出書を提出した

同法第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下本項において「選択口座」という。)を一月一日現在において開設している者(以下本項から第三項までにおいて「選択口座開設者」という。)(第三十七條の六第一項)と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「者を除く。」で前年中において選択口座に係る所得(選択口座に係る附則第三十五條の二の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の附則第三十五條の二の二第一項に規定する譲渡による所得及び選択口座において処理された租税特別措置法第三十七條の十一の三第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡による所得をいう。以下本項から第三項までにおいて同じ。以外の所得を有しなかつたもの(社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額若しくは扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、第三十二條第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同法第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。)、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同法第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から

一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び「(公的年金等)」とあるのは「(選択口座に係る所得及び公的年金等)」と、同法第二項中「第三百十七條の六第一項」とあるのは「附則第三十五條の二の四第一項の上場株式等取引報告書、第三百十七條の六第一項」と、これらの規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、同法第一項の規定によつて給与支払報告書」と、又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は「とあるのは」の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同法第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び「と、同法第三項中「第三百十七條の六第一項又は第三項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は

同法第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」とする。
二 第三百十七條の二の規定の適用については、同法第一項中「第三百十七條の六第一項」とあるのは「附則第三十五條の二の四第一項の規定によつて上場株式等取引報告書を提出する義務がある証券業者(租税特別措置法第三十七條の十第二項に規定する証券業者をいう。第五項及び第三百二十一條の三第二項において同じ。に前年分の所得税に係る同法第三十七條の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出した同法第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下本項において「選択口座」という。)を一月一日現在において開設している者(以下本項から第三項までにおいて「選択口座開設者」という。)(第三十七條の六第一項)と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「者を除く。で前年中において選択口座に係る所得(選択口座に係る附則第三十五條の二の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の附則第三十五條の二の二第一項に規定する譲渡による所得及び選択口座において処理された租税特別措置法第三十七條の十一の三第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡による所得をいう。以下本項から第三項までにおいて同じ。以外の所得を有しなかつたもの(社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額若しくは扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同法第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。)、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同法第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び「(公的年金等)」とあるのは「(選択口座に係る所得及び公的年金等)」と、同法第二項中「第三百十七條の六第一項」とあるのは「附則第三十五條の二の四第一項の上場株式等取引報告書、第三百十七條の六第一項」と、これらの規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は

もの(社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額若しくは扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同法第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。)、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同法第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び「(公的年金等)」とあるのは「(選択口座に係る所得及び公的年金等)」と、同法第二項中「第三百十七條の六第一項」とあるのは「附則第三十五條の二の四第一項の上場株式等取引報告書、第三百十七條の六第一項」と、これらの規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得又は」とあるのは「の支払を受けている

選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかったもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第三項中「第三百十七条の六第一項又は第三項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第五項中「者のうち」とあるのは「者のうち前年において証券業者に租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する特定口座を開設していたことにより同条第七項の規定により同項の報告書を交付されるもの又は」と、「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項」と、「給与所得又は」とあるのは「給与所得若しくは」と、「当該源泉徴収票又は」とあるのは「当該報告書若しくはその写し又は当該源泉徴収票若しくは」とする。

三 第三百二十一条の第三項の規定の適用については、同項中「あるとき」とあるのは、「あるとき(同項ただし書の規定に基づき同項の申告書を提出しない給与所得者にあつては、当該給与所得者が、総務省令で定めるところにより、当該市町村に対して直接に又は当該給与所得者に係る附則第三十五条の二の四第一項の上場株式等取引報告書を提出する義務を有する証券業者を通じて、給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収された旨の申出をしたとき)」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（上場株式等取引報告書の提出義務違反に関する罪）

第三十五条の二の五 前条第一項の規定によつて提出すべき上場株式等取引報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした上場株式等取引報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則第三十五條の第三項中「を払込み」の下に「これらの株式の發行に際してするものに限る。以下本条において同じ。」を加える。

附則第三十八條を次のように改める。

第三十八条 削除

附則第三十九條第五項中「あるのは」を「あるのは」に改め、「附則第三十九條第四項」の下に「と、附則第十五條の五中「附則第十五條から第十五條の三まで」とあるのは「附則第十五條から第十五條の三まで又は第三十九條第四項」を加える。

附
則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百六十二條第二項、第三百六十四條、

第三百六十四条の二、第三百七十三条第六項

及び第三百八十九条第一項の改正規定、第四

百十条の改正規定(二月末日)を「三月三十一

日」に改める部分に限る。）、第四百十一條第

二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一

項を加える改正規定、第四百十五條から第四

百十七条まで、第四百十九条、第四百三十二

条第一項、第七百四十三條第一項、第七百四

第十五條第一項 第七百四十七條及〇附則第十

五條の四の改正規定、同条を附則第十五条の

五とし、附則第十五条の三の次に一條を加え

る改正規定 附則第十六條に一項を加える改

正規定 附具第二十八條第三項 第二十九

第二十五條の二第一項 第二十五條の二

の二第一項及び第二十五條の二の三の改正は、

同条を附録第三十五条の二の六とし

則第三十五条の二の次に三条を加える改

正規定並びに附則第三十九条第五項の改正規
定並びに次条第二項、附則第四条第二項並び
に第五条第八項及び第九項の規定 平成十五
年一月一日

一 第三百四十八條第二項第二十七号及び第三百四十九條の三第二十三項の改正規定、第三百八十二條の次に一條を加える改正規定、第三百八十七條に二項を加える改正規定並びに第三百九十四條の改正規定 平成十五年四月一日

第二十四條第五項、第五十二條第二項第三

号、第七十二条の五第一項第九号、第二百九十四條第七項、第三百十二條第三項第三号及び第七百一條の三十二の改正規定、第七百二

部分を除く。）、附則第十一条に三項を加える改正規定（同条第三十二項に係る部分に限る。並びに附則第三十四条の二第二項、第五項及び第七項の改正規定　マンションの建替

第 号)の施行の日

第七十三條の二十七の四の改正規定（都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日

に七号を加える改正規定、同項第十四号及び第七百一条の三十四第三項の改正規定、附則第三十二条の四に四項を加える改正規定(同条第十二項から第十四項までに係る部分に限る。)、附則第三十二条の七第九項の改正規定並びに同項を同条第七項とし、同条に四項を

加える改正規定(同条第十項及び第十一項に係る部分を除く。)並びに附則第六条第六項から第十一項までの規定 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第 号)の施行の日

六 第五百八十六條第二項第二号の改正規定及び附則第十五条第六項の改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)並びに附則第六条第十二項の規定 土壌汚染対策法(平成十四年法律第 号)の施行の日

七 第五百八十六條第二項第二十七号の四の次に一号を加える改正規定及び同項第二十八号の改正規定 自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日

八 附則第十一條第九項の改正規定(平成十四年三月三十一日)を「平成十六年三月三十一日」に改める部分に限る。 都市再開発法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)第三條の規定の施行の日

九 附則第十一條第三十項の改正規定(同項を同条第二十八項とする部分を除く。)及び同条第三十一項の改正規定(同項を同条第二十九項とする部分を除く。) 水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日

十 附則第三十二條の四に四項を加える改正規定(同条第十五項に係る部分(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第二条第一項第六号に掲げる施設に係る部分に限る。))に限る。)) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。))の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の二の三から第三十五条の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度の個人の道府県民税について適用する。

3 新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。))以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法(以下「旧法」という。))附則第十条第八項の規定は、同項に規定する決定が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該決定を受けて行う保険業法(平成七年法律第五号)第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社(次項において「破綻保険会社」という。))の保険契約の移転に係る移転契約に基づく不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十条第八項中「平成十

四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一条の二の第二項中「第三十二項」とあるのは「第三十三項若しくは地方税法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十条第八項」とする。

3 旧法附則第十条第九項の規定は、同項に規定する委託の申出が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該委託を受けて行う破綻保険会社、保険業法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百七十四条第九項に規定する清算保険会社の資産の買取りによる不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十条第九項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一条の二の第二項中「第三十二項」とあるのは「第三十三項若しくは地方税法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十条第八項」とする。

4 旧法附則第十一条第十三項の規定は、同項に規定する不動産の取得が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

(市町村民税に関する経過措置)

第四条 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の二の三から第三十五条の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度の個人の市町村民税について適用する。

3 新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法第三百八十二條の二、第三百八十二條の三、第三百八十七條、第三百八十九條、第四百十條第一項及び第七百四十三條の規定を除く。))中国定資産税に関する部分は、平成十四年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十八條第二項第二十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九條の三第一項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年度以後の年度の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第一項に規定する償

却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、平成十四年一月一日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年一月一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九条の三第三十九項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新法第三百四十九条の三第四十項の規定は、平成十四年一月一日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新法第三百六十四条、第四百十一條第二項、第四百十五條から第四百十七條まで、第四百十九條、第四百三十二條、第七百四十七條、附則第十五條の四、附則第十六條第八項及び附則第三十九條の規定は、平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成十五年一月一日から同年三月三十一日までの間における旧法第三百九十四條の規定の適用については、同条中「記録」第四百十五條第二項及び第四百十九條第四項において同じ。」とあるのは、「記録」とする。

10 平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に建設された旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十四年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日前に取得された旧法附則第十五條第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「かわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

14 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 施行日前に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効

力を有する。この場合において、当該施設又は設備に係る同項の規定の適用については、同項中「かわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

16 施行日前に取得された旧法附則第十五條第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該施設に係る同項の規定の適用については、同項中「かわらず、平成十年から平成十三年度までの各年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

17 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 昭和六十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十二年八月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第三十三項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第三十六項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第四十三項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24 平成十一年七月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第四十四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 平成十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第四十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第四十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第五十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法附則第三十一条の三の二及び第三十一条の三の三の規定を除く。)中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法附則第三十一条の三の二及び第三十一条の三の三の規定を除く。)中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の十に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地及び同日前に新築され、又は増築された同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十一に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合に

において、当該設備に係る同号に規定する建物であつて施行日前に新築され、又は増築されたものの用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 施行日前に新築され、又は増築された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十二に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法第五百八十六条第二項第一号の二十八の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7 新法第五百八十六条第二項第一号の二十九の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

8 新法第五百八十六条第二項第一号の三十の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物であつて同日以後に新築され、又は増築されるものの敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

9 新法第五百八十六条第二項第一号の三十一の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

10 新法第五百八十六条第二項第一号の三十二の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

11 新法第五百八十六条第二項第一号の三十三の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

12 新法第五百八十六条第二項第二号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、土壌汚染対策法の施行の日以後に取得される同号に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

13 旧法第五百八十六条第二項第十号に規定する土地(施行日前に取得され、かつ、同号に規定

する事業の用に供されたものに限る。)に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

14 旧法附則第三十一条の二第三項に規定する土地(平成十六年三月三十一日までに取得されるものに限り。)の取得に対して課すべき特別土地保有税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

15 施行日からマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二の二第一項の規定の適用については、同項中、「第二十九項第一号若しくは第二号若しくは第三十二項」とあるのは、「若しくは第二十九項第一号若しくは第二号」とする。

16 施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地等予定地のための譲渡に係る土地に係る特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 新法附則第三十二条第一項、第六項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第四項並びに附則第十條第三項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十四年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十四年前の年分の個人の事業及び平成十四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十二第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二條の三第一項に規定する事業のうち、平成十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十四年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二條の七第八項に規定する事

業のうち、同項に規定する施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この項において同じ。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第九條 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に関する経過措置)

第十條 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八條第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成十四年三月三十一日までに取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八條第四項に規定する家屋の敷地である土地(同項に規定する認定事業者が施行日前に取得

したものに限り。)に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十八條第八項に規定する事業のうち、同条第六項に規定する特定施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新設されたものに限り。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六條に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十三條 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項の表以外の部分中「地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「平成十二年改正後の地方税法」という。)」を「地方税法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)による改正後の地方税法(以下この項において「平成十四年改正後の地方税法」という。)」に、「平成十二年改正後の地方税法第七十三條の二十七の第二項」を「平成十四年改正後の地方税法第七十三條の二十七の第二項」に、「平成十二年改正後の地方税法附則第十一条第二項」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条第三項」に、「同条第十二項に規定する道路一休建物に係る道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七條の六第一項に規定する協定が締結された場合、平成十二年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号」に、「平成十二年改正後の地方税法第七十三條の十四第四項」に、「附則第十一条第二項若しくは第十二項」を「附則第十一条第三項」に、「平成十二年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」を「平成十四年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」に、「平成十二年改正後の地方税法附則第十一条の五第一項」を「平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の五第一項」に、「平成十二年改正後の地方税法」を「平成十四年改正後の地方税法」に改め、同項の表附則第十一条第二項の項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に改め、同表附則第十一条第十二項の項を削る。

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中及び平成十二年度をから平成十三年度までの各年度に改め、同表道府県の項第九号、第十三号及び第十四号中平成十二年度を平成十三年度に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第十号、第十四号及び第十五号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に
起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第二項の表第十四号及び第十八号中「最近の学校基本調査の結果による」を「公立義務教養育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した」に改め、同表第四十六号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表第四十七号及び第五十一号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表第五十二号中「平成十年度から平成十二年度まで」を「平成十年度から平成十三年度まで」に、「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表に次の一号を加える。

地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十三年 度において起こすことができることとされた地方債の額	千円
---	----

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表道府県の項第九号、第十二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすこととなることとされた地方

第十三条第五項の表市町村の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号、第十二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすこと

債の額

「平成十四年度分」に改め、同条第一項各号列記に、
「千八百億円」を「四千八百億円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）」に、「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に、「三千九百六十九億八千万円」を「千四百億円」に改め、同項第三号中「千七百二十五億円」を「千五百七十八億円」に改め、同項第四号中「二百八十八億円」を「三百二十八億円」に改め、同項第五号中「一兆四千七百五十九億円」を「三兆三千三百二十六億円」に改め、同項第六号中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に、「一兆七千八百六十九億四千八百七十九千円」を「一兆八千三百一十一億九千八百七十九千円」に改め、同項第七号中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に、「二兆二千八百五億四千九百万円」を「二兆九千九百四十億三千七百万円」に改め、同項第八号中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に、「二十八兆五千三百三億千七百九十万八千円」を「三十兆二千九百八十三億五千五百九十万八千円」に改め、同項第九号中「平成十二年度分」を「平成十三年度分」に、「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「一兆五千五百七十六億三千万円」を「一兆二千八百五億四千九百万円」に改め、同項第十号中「平成十二年度分」を「平成十三年度分」に、「平成十三年度から平成三十二年度まで」を「平成十六年度から平成三十二年度まで」に、「一兆五千五百七十六億三千万円」を「一兆二千八百五億四千九百万円」に改め、同項第十一号中「平成十二年度分」を「平成十三年度分」に、「一兆六兆二千六百三十二億五千八百三十

二万九千円を二十八兆五千三百三億千七百九十万八千円に改め、同項第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「六千三百二十九億円」を「五千六百八十九億円」に改め、同条第二項中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同条第四項中「一兆二千七百三十三億円」を「一兆三千三百八十八億円」に、「一兆四千五百五十七億円」を「一兆五千二百七十八億円」に、「一兆六千十三億六千七百五十万円」を「一兆六千八百六億六千七百五十万円」に、「三千七百六十二億円」を「四千六百三十四億円」に、「三千九百億円」を「四千八百五十万九千億円」に、「四千三十二億円」を「五千八十七億六億円」に、「四千四百三十五億円」を「五千五百九十六億円」に、「四千八百八十億円」を「六千五百五十七億円」に、「五千三百六十六億三千五千七万九千円」を「六千七百七十一億三千五百七十七万九千円」に、「二千三百四十七億円」を「三千八百九十二億五千万円」に改め、同条第五項中「二千四百七十一億円」を「二千三百九十一億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千三百二十七億円」に、「三千百十一億二千万円」を「三千六百五十九億二千万円」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「千二百二億円」を「千六百八十五億円」に、「千二百二十五億円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億円」を「二千三十九億九千円」に、「千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「千四百九十六億二千九百万円」を「千四百六十六億二千九百万円」に、「三百十五億九千円」を「千三百八十一億八千八百万円」に改め、

同条第六項を次のように改める。
 6 平成十五年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額は、平成十五年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定により加算される額並びに次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十六年度から平成二十

九年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から前項までの規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成三十年度にあつては第一項の額に第二項から前項までの規定により加算される額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成十五年度	千二百六十七億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千三百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千七百三十五億円
平成二十二年度	六千二百九十八億円
平成二十三年度	五千五百四十七億円
平成二十四年度	四千七百四十二億円
平成二十五年度	三千九百四十六億円
平成二十六年度	三千百二十四億円
平成二十七年	二千三百五十一億円
平成二十八年	千五百十六億円
平成二十九年	七百八十四億円

附則第四条の二第七項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「六千五百一十二億七千五百六十二万二千円」を「五千三百八十億七千五百六十二万二千円」に、「千七百八十三億百八十九万七千円」を「千五百八十五億百八十九万七千円」に改める。

附則第四条の三第一項中「平成十四年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項中「当該各年度において」を「平成十五年度において」に、「当該各年度における」を「同年度における」に改め、「平成十四年度にあ

つては、当該額から次に掲げる額の合算額を控除した額」を削り、各号を削る。
 附則第四条の四第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。
 附則第五条第一項の表第三号及び同条第二項の表第三号中「発行を許可された」を「発行について同意又は許可を得た」に改める。
 附則第九条中「平成十三年度」を「平成二十三年度」に改める。
 別表を次のように改める。

平成十四年三月二十七日 参議院会議録第十二号

地方交付税法等の一部を改正する法律案

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、七四四、〇〇〇円		
二 土木費					
1 道路橋りょう					
1 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二二七、〇〇〇		
(1) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	五、五四九、〇〇〇		
2 河川費					
(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一四四、〇〇〇		
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八九六、〇〇〇		
3 港湾費					
(1) 経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、五〇〇		
(2) 投資的経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	一五、〇〇〇		
(2) 投資的経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	九、三二〇		
4 その他の土木費	郭施設における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、八八〇		
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、四五〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	八八二		
三 教育費					
1 小学校費	教職員数	一人につき	五、四一五、〇〇〇		
2 中学校費	教職員数	一人につき	五、三〇六、〇〇〇		
3 高等学校費	教職員数	一人につき	八、〇八三、〇〇〇		
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	七〇、六〇〇		
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五四、六〇〇		
4 特殊教育諸学校費					
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、五二七、〇〇〇		
(2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	二八四、〇〇〇		
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、四三三、〇〇〇		
	学級数	一学級につき	一、七四八、〇〇〇		

Abstract

平成十四年三月二十七日 参議院会議録第二十二号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

市町村										
	一 消防費 二 土木費 1 道路橋りよう 費 (1) 経常経費	十六 臨時財政対策 債償還費	十五 臨時税収補て ん債償還費	十四 減税補てん債 償還費	十三 財源対策債償 還費	十二 公共事業等臨 時特例債償還費	の各年度におい て特別に発行を 許可された地方 債の額	公共事業等臨時 特例債償還のため 平成五年に発行 を特別にされた地 方債の額	平成六年度から 平成十三年まで の各年度の財政 源の各年度にお ける地方債の額	平成六年度から 平成十三年まで の各年度の財政 源の各年度にお ける地方債の額
人口	千人につき	千人につき	千人につき	千人につき	千人につき	千人につき	千人につき	千人につき	千人につき	千人につき
道路の面積	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき
	一一四、〇〇〇	一四	一三七	四一	九二	一四九				

3 (2) 投資的経費 高等学校費	2 (2) 投資的経費 中学校費	2 (1) 経常経費 小学校費	3 教育費	6 (1) 経常経費 その他の土木費	5 (2) 投資的経費 下水道費	4 (1) 経常経費 公園費	3 (1) 経常経費 都市計画費	2 (2) 投資的経費 港灣費	2 (1) 経常経費 港灣費	2 (2) 投資的経費 港灣費
学級数	学級数	学級数	学級数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一校につき	一校につき	一校につき	一校につき	一校につき	一校につき	一校につき	一校につき	一校につき	一校につき	一校につき
一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき	一学級につき
八二六、〇〇〇	一三、三四七、〇〇〇	一〇、八二五、〇〇〇	八二六、〇〇〇	一、六三〇	一五〇	一〇五	四四、二〇〇	二五八	六八一	五七一、〇〇〇

三
四

平成十四年三月二十七日 参議院會議録第十二号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

年 度		控		除		額	
		地方交付税法附則第四条第一項第六号の額に相当する借入金限度額に係るもの		地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの		その他のもの	
平成十六年度		九千六百五十九億円		千二百七十九億円		九千八百六十九億円	
平成十七年度		一兆六百三十二億円		千四百八億円		一兆三千九百八十九億円	
平成十八年度		一兆千六百八十三億五千万円		千五百四十八億円		一兆八千三百九十八億円	
平成十九年度		一兆二千五百六十九億円		二千三百九十一億円		二兆二千三百五十三億円	
平成二十年度		一兆三千三百八十八億円		二千九百五十七億円		二兆五千九百八十二億円	
平成二十一年度		一兆五千二百七十八億円		三千三百二十七億円		二兆九千九百九十六億円	
平成二十二年度		一兆六千八百六十七億五千万円		三千六百五十九億二千円		二兆七千八百七十五億四千万円	

十一 地域財政特例 対策債償還費	地方債の額を特別に発行した地域財政特例の五年間から平成十七年度までの五年間においての特別に発行した地方債の額	千円につき	六五
十二 臨時財政特例 債償還費	臨時財政特例の適用期間である平成十三年から平成二十二年までの十年間においての特別に発行した地方債の額	千円につき	八七
十三 公共事業等臨時特例債償還費	公共事業等臨時特例の適用期間である平成十三年から平成二十二年までの十年間においての特別に発行した地方債の額	千円につき	一四九
十四 財源対策債償還費	平成十六年度から平成二十二年までの七年間においての特別に発行した地方債の額	千円につき	九二
十五 減税補てん償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成	千円につき	四一

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十三年から平成三十七年度まで」を「平成十四年度から平成三十七年度まで」に改め、「平成十三年に於ては四十二兆五千九百七十八億四千四百九十八万七千円(以下「平成十三年度分の借入金限度額」という。)を削り、「平成十三年度分の借入金限度額から三百九十一億円を控除した額を四十六兆二千三百三十五億九千九百八十八万七千円」に改め、同項の表を次のように改める。

十六 臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんの適用期間である平成十三年から平成二十二年までの十年間においての特別に発行した地方債の額	千円につき	九二
十七 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策債の適用期間である平成十三年から平成二十二年までの十年間においての特別に発行した地方債の額	千円につき	一五

平成二十三年度
平成二十四年度
平成二十五年度
平成二十六年
平成二十七年
平成二十八年
平成二十九年
平成三十年
平成三十一年
平成三十二年
平成三十三年
平成三十四年
平成三十五年
平成三十六年
平成三十七年

四千六百三十四億円
四千八百五十九億円
五千八十七億円
五千五百九十六億円
六千五百七十七億円
六千七百七十一億円
三千八百九十一億円
千三百億円

千五百三十一億円
千六百八十五億円
千八百五十四億円
二千三十九億円
二千二百四十一億円
二千四百六十六億円
千三百八十一億円
百七十三億円

二兆五千七十億五千万円
二兆三千八百一十一億円
二兆四千十億六千五百万円
二兆二千八百三十六億二百五十万円
一兆六千九百一億三千八百万円
一兆六百六十億四千二百四十万八千円
六千三百四十億三千八百万円
三千七億円
二千三十七億円
二千二百一十七億円
二千二百一十二億円
二千三百一十三億円
二千四百二十八億円
三千七百三十七億円
三千九百五億円

附則第六条中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改める。

附則第六条の二第一項及び第六条の三第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

附則第七条各号列記以外の部分中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、「平成十四年度及び」を削り、「平成二十八年度」を「平成二十九年」に改め、「平成二十九年及び」を削り、同条第二号中「一兆二千七百三十三億円」を「一兆三千三百八十八億円」に、「一兆四千五百五十七億円」を「一兆五千二百七十八億円」に、「一兆六千六百三十三億六千七百五十万円」を「一兆六千六百六十六億六千七百五十万円」に、「三千七百六十二億円」を「四千六百三十四億円」に、「三千九百億円」を「四千八百五十九億円」に、「四千三十二億円」を「五千八十七億円」に、「四千四百三十五億円」を「五千五百九十六億円」に、「四千八百八十億円」を「六千五百五十七億円」に、「五千三百六十

六億三千五百七十九万円」を「六千七百七十一億三千五百七十九万円」に、「二千三百四十七億円」を「三千八百九十一億五千万円」に改め、同条第三号中「二千四百七十一億円」を「二千三百九十一億円」に、「二千五百四十四億円」を「二千九百五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千三百二十七億円」に、「三千百一十一億二千万円」を「三千六百五十九億二千万円」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「千二百一十二億円」を「千六百八十五億円」に、「千二百一十五億円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億円」を「二千三十九億円」に、「千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「千四百九十六億二千九百万円」を「千四百六十六億二千九百万円」に、「三百十五億円」を「千三百八十一億八千八百万円」に改め、同条第四号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十五年度	千二百六十七億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千七百三十五億円
平成二十二年	六千二百九十八億円
平成二十三年	五千五百四十七億円
平成二十四年度	四千七百四十二億円
平成二十五年度	三千九百四十六億円
平成二十六年度	三千百二十四億円
平成二十七年	二千三百五十一億円
平成二十八年	千五百十六億円
平成二十九年	七百八十四億円

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十四年度分の予算から適用する。

投票者氏名

平成十四年度一般会計予算

平成十四年度特別会計予算

平成十四年度政府関係機関予算

賛成者(白色票)氏名

一四〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 井上 吉夫君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大仁田 厚君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
加治屋義人君 加藤 紀文君

加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小泉 顯雄君 小齊平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 近藤 剛君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君 坂野 重信君
山東 昭子君 清水嘉子君
清水 達雄君 陣内 孝雄君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 月原 茂晴君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
西田 吉宏君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君
橋本 聖子君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
福島啓史郎君 藤井 基之君

反対者(青色票)氏名

一〇二名

保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
舛添 要一君 松谷蒼一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顯正君 宮崎 秀樹君
森下 博之君 森田 次夫君
森元 恒雄君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
続 訓弘君 鶴岡 洋君
遠山 清彦君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 森本 晃司君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 西川きよし君

小川 敏夫君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
神本美恵子君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 奥石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 道夫君
佐藤 雄平君 齋藤 勲君
櫻井 充君 榑葉賀津也君
鈴木 寛君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 谷 博之君
谷林 正昭君 千葉 景子君
ツルネ マルチイ君 辻 泰弘君
角田 義一君 内藤 正光君
直嶋 正行君 羽田雄一郎君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 藤原 正司君
堀 利和君 本田 良一君
松井 孝治君 円より子君
峰崎 直樹君 篠瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
薫科 満治君 井上 哲士君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 恵美君
大沢 辰美君 紙 智子君
小池 晃君 小泉 親司君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君

日程第一 地方税法の一部を改正する法律(案内閣提出、衆議院送付)				日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律(案内閣提出、衆議院送付)			
賛成者氏名				賛成者氏名			
筆坂 秀世君	宮本 岳志君	加治屋義人君	加藤 紀文君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	岩本 司君	海野 徹君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	加納 時男君	狩野 安君	真鍋 賢一君	舛添 要一君	江田 五月君	小川 勝也君
岩本 莊太郎君	大江 康弘君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
島袋 宗康君	田名部匡省君	金田 勝年君	亀井 郁夫君	松村 龍二君	松山 政司君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
田村 秀昭君	高橋紀世子君	河本 英典君	木村 仁君	三浦 一水君	溝手 顯正君	神本美恵子君	川橋 幸子君
西岡 武夫君	平野 貞夫君	岸 宏一君	北岡 秀二君	宮崎 秀樹君	森下 博之君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
平野 達男君	広野ただし君	久世 公堯君	久野 恒一君	森田 次夫君	森元 恒雄君	郡司 彰君	小林 元君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君	杵掛 哲男君	国井 正幸君	森山 裕君	矢野 哲朗君	小宮山洋子君	奥石 東君
山本 正和君	渡辺 秀央君	倉田 寛之君	小泉 顯雄君	山内 俊夫君	山崎 力君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
大淵 絹子君	大脇 雅子君	小齊平敏文君	小林 温君	山下 善彦君	山下 英利君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君
大田 昌秀君	田嶋 陽子君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	吉田 博美君	山本 一太君	櫻井 充君	榛葉賀津也君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君	近藤 剛君	佐々木知子君	若林 正俊君	脇 雅史君	鈴木 寛君	高嶋 良充君
又市 征治君	椎名 素夫君	佐藤 昭郎君	齋藤 泰三君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	高橋 千秋君	谷 博之君
中村 敦夫君	本岡 昭次君	坂野 重信君	山東 昭子君	加藤 修一君	風間 昶君	櫻井 充君	千葉 景子君
日程第一 地方税法の一部を改正する法律(案内閣提出、衆議院送付)				日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律(案内閣提出、衆議院送付)			
賛成者氏名				賛成者氏名			
阿南 一成君	阿部 正俊君	清水嘉与子君	鈴木 政二君	草川 昭三君	木庭健太郎君	角田 義一君	内藤 正光君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	陳内 孝雄君	関谷 勝嗣君	沢 たまき君	白浜 一良君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	世耕 弘成君	田中 直紀君	高野 博師君	統 訓弘君	長谷川 清君	平田 健二君
有村 治子君	井上 吉夫君	田浦 直君	伊達 忠一君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君	広中和歌子君	福山 哲郎君
泉 信也君	市川 一朗君	田村 公平君	武見 敬三君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	藤井 俊男君	藤原 正司君
入澤 肇君	岩井 國臣君	竹山 裕君	段本 幸男君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	堀 利和君	本田 良一君
岩城 光英君	岩永 浩美君	谷川 秀善君	常田 享詳君	福本 潤一君	松 あきら君	松井 孝治君	円 より子君
上杉 光弘君	上野 公成君	月原 茂皓君	中川 義雄君	森本 晃司君	山口那津男君	峰崎 直樹君	篠瀬 進君
魚住 汎英君	小野 清子君	鶴保 庸介君	中島 眞人君	山下 栄一君	山本 香苗君	柳田 稔君	山下八洲夫君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	中島 啓雄君	中原 爽君	山本 保君	渡辺 孝男君	山根 隆治君	山本 孝史君
大仁田 厚君	大野つや子君	中曾根弘文君	西田 吉宏君	岩本 莊太郎君	高橋紀世子君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
太田 豊秋君	扇 千景君	仲道 俊哉君	野上浩太郎君	西川きよし君	松岡満壽男君	薬科 満治君	若林 秀樹君
反対者氏名				反対者氏名			
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	岩本 基之君	保坂 三蔵君	岩本 司君	江田 五月君	小川 勝也君	海野 徹君
伊藤 基隆君	池口 修次君	山崎 正昭君	舛添 要一君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
今井 澄君	今泉 昭君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
九九名				九九名			
大門実紀史君	富樫 練三君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
小池 晃君	小泉 親司君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
大沢 辰美君	紙 智子君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
市田 忠義君	岩佐 恵美君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
井上 美代君	池田 幹幸君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
大仁田 厚君	大野つや子君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君
太田 豊秋君	扇 千景君	山崎 力君	松田 岩夫君	岩本 司君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	小川 勝也君

西山登紀子君	煙野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大江 康弘君	島袋 宗康君
田名部匡省君	田村 秀昭君
西岡 武夫君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田嶋 陽子君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	又市 征治君
椎名 素夫君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

平成十四年三月二十七日 参議院会議録第十二号 投票者氏名

平成十四年三月二十七日 参議院会議録第十二号

四〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五
二番京五
四番港五
区虎ノ門
省田四
印門二
局丁目
電 話
03
(3587)
4294
定 価
本号一部
二〇〇円
（別冊）